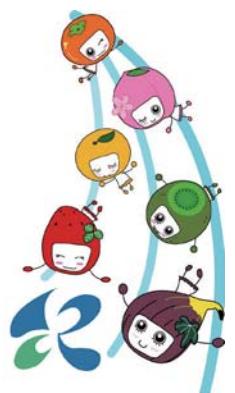


紀の川市都市計画マスタープラン

～人が行き交い　自然の恵みあふれる　住みよいまち～



令和3年9月
紀の川市



はじめに

ごあいさつ



紀の川市では、市の最上位計画である「第1次紀の川市長期総合計画」を実現するため、平成21年3月に「紀の川市都市計画マスタープラン」を策定し、旧町それぞれの自然や歴史など地域資源を活かしながら各地域の発展と連携による新たな視点でのまちづくりを進めて参りました。

その後、策定から約10年の歳月が経過し、この間さらなる人口減少や少子高齢化の進行、全国各地での災害など、これまで経験したことのない未曾有の状況にあるなか、防災・減災に関する意識の高まり、地方分権の進展や市民ニーズの多様化など、紀の川市を取り巻く社会情勢が大きく変化してきております。

このような情勢にも的確に対応し、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組むため、平成30年3月に「第2次紀の川市長期総合計画」を策定し、それを受け、このたび、紀の川市都市計画マスタープランを更新する運びとなりました。

市民の皆様とともに「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を目指し、今後のまちづくりを計画的に進めていく所存でありますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、紀の川市都市計画マスタープラン更新にあたり、ご尽力を賜りました紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会委員の皆様、並びに紀の川市都市計画審議会委員の皆様、また多くの関係の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年9月

紀の川市長 中村慎司

目 次

序 章	1
序-1 紀の川市都市計画マスタープランの改定にあたって	1
序-2 紀の川市都市計画マスタープランの概要	2

◆全体構想

第1章 紀の川市の概況	4
1-1 広域的な位置づけ	4
1-2 自然的条件	5
1-3 歴史的条件	6
1-4 社会的条件	8
1-5 上位計画による位置づけ	23
1-6 都市計画の状況	27
1-7 住民意向	30
第2章 まちづくりの課題	32
2-1 まちづくりの課題設定に向けて	32
2-2 まちづくりの課題	33
第3章 まちの将来像	34
3-1 紀の川市の将来像（長期総合計画を踏襲）	34
3-2 まちづくりの方向性	35
第4章 まちづくりの方針	42
4-1 土地利用に関する方針	42
4-2 都市施設の整備に関する方針	47
4-3 自然的環境及び歴史的資源の保全等の方針	61
4-4 市街地整備等の方針	63

◆地域別構想

第5章 まちづくりの方針（地域編）	68
5-1 まちづくりの方針（地域編）について	68
5-2 地域のまちづくりの考え方	69

参考資料

- 長期総合計画による位置づけの整理
- 附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則
- 紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会委員の定数の内訳を定める要綱
- 紀の川市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

(注) 語尾表現について

当計画は、紀の川市が作成していますが、内容については、民間が主体となって進めていくべき事項も記述しています。このため、本計画の語尾は、「誰が主体となって実現していくのか」また、「どれくらい実現に向け進んでいるのか」がわかるように概ね以下のように表現しています。

実現に向けての進捗状況	主体	
	市	民間
既に実現しているもの	～行っています。	～促します。
今後、確実に実現していくもの	～推進します。	
実現に向け、今後調整を図っていくもの	～に努めます。	
県・市・民間が互いに協力しながら実現していくもの	～に努めます。 ～を進めます。	

序 章

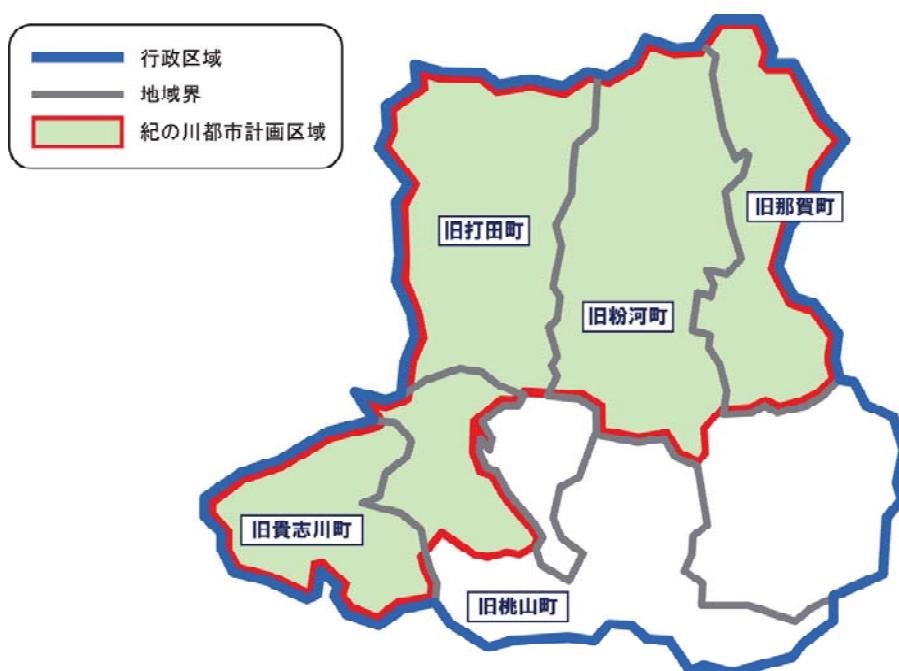
序－1 紀の川市都市計画マスターplanの改定にあたって

紀の川市都市計画マスターplanは、都市計画法に基づき、本市の将来像とその実現に向けたまちづくりに関する基本的な方針を示すものであり、本市の最上位計画の「紀の川市長期総合計画」や県が定める「都市計画区域マスターplan」などに即しつつ、社会経済情勢や平成17年11月に行われた市町村合併も含めた紀の川市の沿革にも配慮し、市民の皆様の意見を反映しながら平成21年3月に策定しました。

しかしながら、紀の川市都市計画マスターplanの策定から10年以上が経過し、この間、少子高齢化と人口減少はさらに進み、経済の衰退など本市を取り巻く環境が変化しており、今後も新たな課題や社会情勢の変化が予測されます。また、紀の川市長期総合計画や県の都市計画区域マスターplanといった上位計画の改定が行われ、新たな施策展開への対応が必要となっており、将来の都市像や土地利用の基本方針など、これから時代に応じたまちづくりの指針として紀の川市都市計画マスターplanの改定を行います。

	行政区域	紀の川都市計画区域	
紀の川市	22,821ha	15,319ha	(紀の川都市計画区域)
旧打田町	4,845ha	3,971ha	(旧打田都市計画区域)
旧粉河町	7,773ha	4,745ha	(旧粉河都市計画区域)
旧那賀町	2,812ha	2,812ha	(旧那賀都市計画区域)
旧桃山町	5,142ha	1,542ha	(旧桃山都市計画区域)
旧貴志川町	2,249ha	2,249ha	(旧貴志川都市計画区域)

図 紀の川都市計画区域



序－2 紀の川市都市計画マスタープランの概要

1) 役割

紀の川市都市計画マスタープランは、長期総合計画を実現するための都市計画分野の計画であり、都市計画行政の行動指針となるものです。まちの将来像やその実現に向けたまちづくりの方針を定め、都市計画の決定や変更あるいはその具体的な検討の指針とするほか、市民や行政などによるまちづくり活動の際の合意形成の拠り所となります。

2) 目標年次

本計画においては、令和3年（2021）を基準年次とし、都市計画の発展・成熟を想定し、20年先の令和23年（2041）を見据えながら、10年後の令和13年（2031）を目標年次とします。

なお、概ね5年後もしくは社会経済情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

3) 対象区域

対象区域は、紀の川都市計画区域を基本としていますが、全市的なまちづくりのあり方を検討する必要があるものについては、全市域を視野に入れたものとしています。

4) 計画の構成

紀の川市都市計画マスタープランの構成は、以下の通りです。

全体構想

紀の川市の概況 …紀の川市のまちの現状や位置づけ、市民の意向などの概要を整理しています。

まちづくりの課題 …これからの紀の川市のまちづくりにおける課題を示しています。

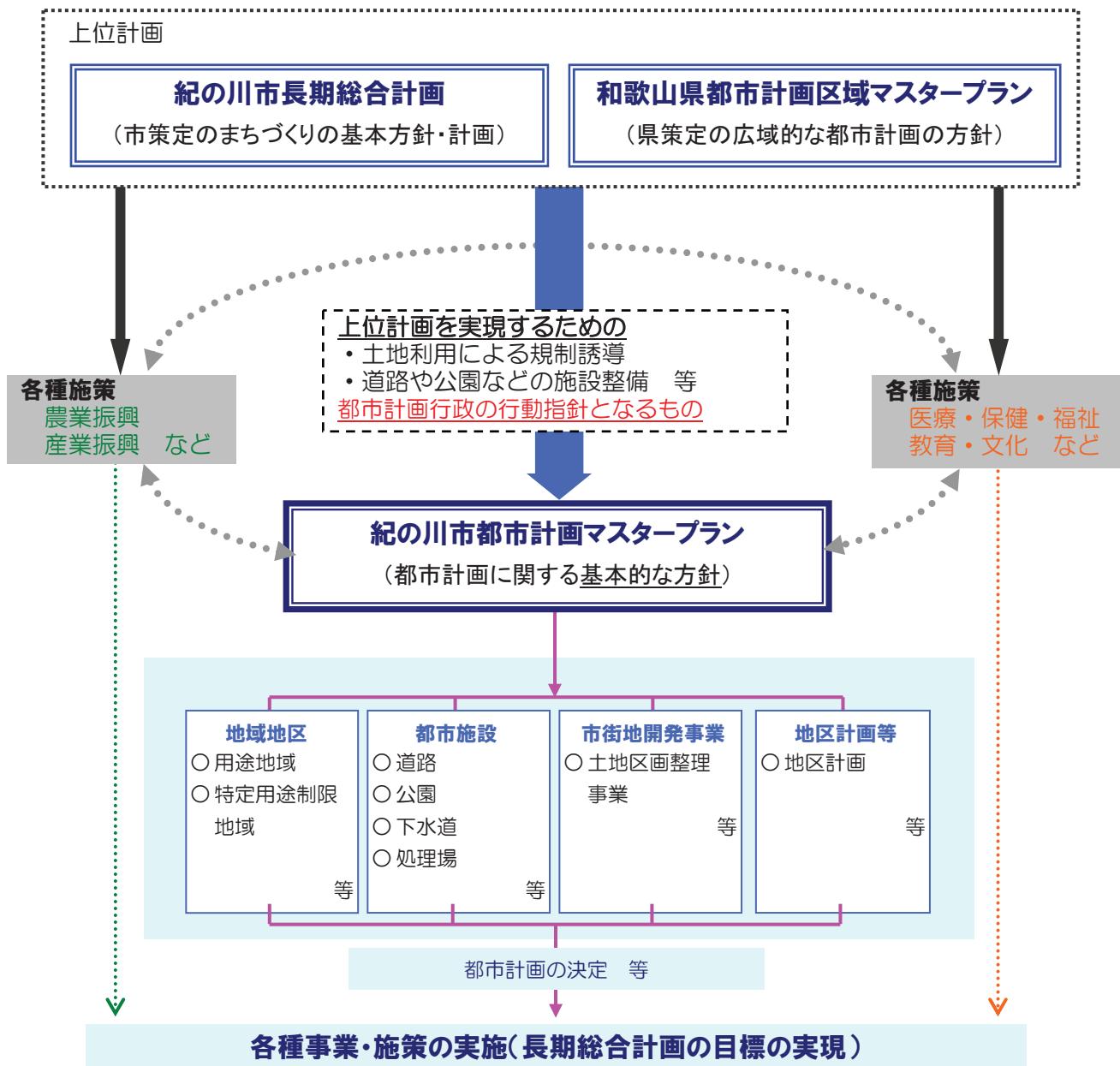
まちの将来像 …紀の川市の将来あるべきまちの姿やすすむべきまちづくりの方向を示しています。

まちづくりの方針 …まちの将来像の実現に向けて主に都市計画として取り組むべき方針を示しています。

地域別構想

まちづくりの方針（地域編） …全体構想の実現に向けて地域のまちづくりの考え方を示しています。

●都市計画マスター プランの位置づけ(概念)



第1章 紀の川市の概況

1-1 広域的な位置づけ

紀の川市は、和歌山県の北部に位置し、西は岩出市及び和歌山市に、東はかつらぎ町、南は紀美野町及び海南市にそれぞれ接しており、北は大阪府（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市）に接しています。

和歌山市へは約20km、関西国際空港へは約25km、大阪都心へは約50kmとなっています。

京奈和自動車道の開通により、観光客の増加や、農作物等の輸送時間の短縮などの効果が期待されます。



●紀の川市の位置



1-2 自然的条件

1) 地形

紀の川市の総面積は 228.21km²で和歌山県の5%に該当します。

北に和泉山脈、南に紀伊山地を控え、この間を東西に一級河川紀の川が貫流しています。また、南部からは、貴志川が紀の川に合流しています。市街地は、これらの山地や河川に挟まれた河岸段丘に帯状に形成されています。

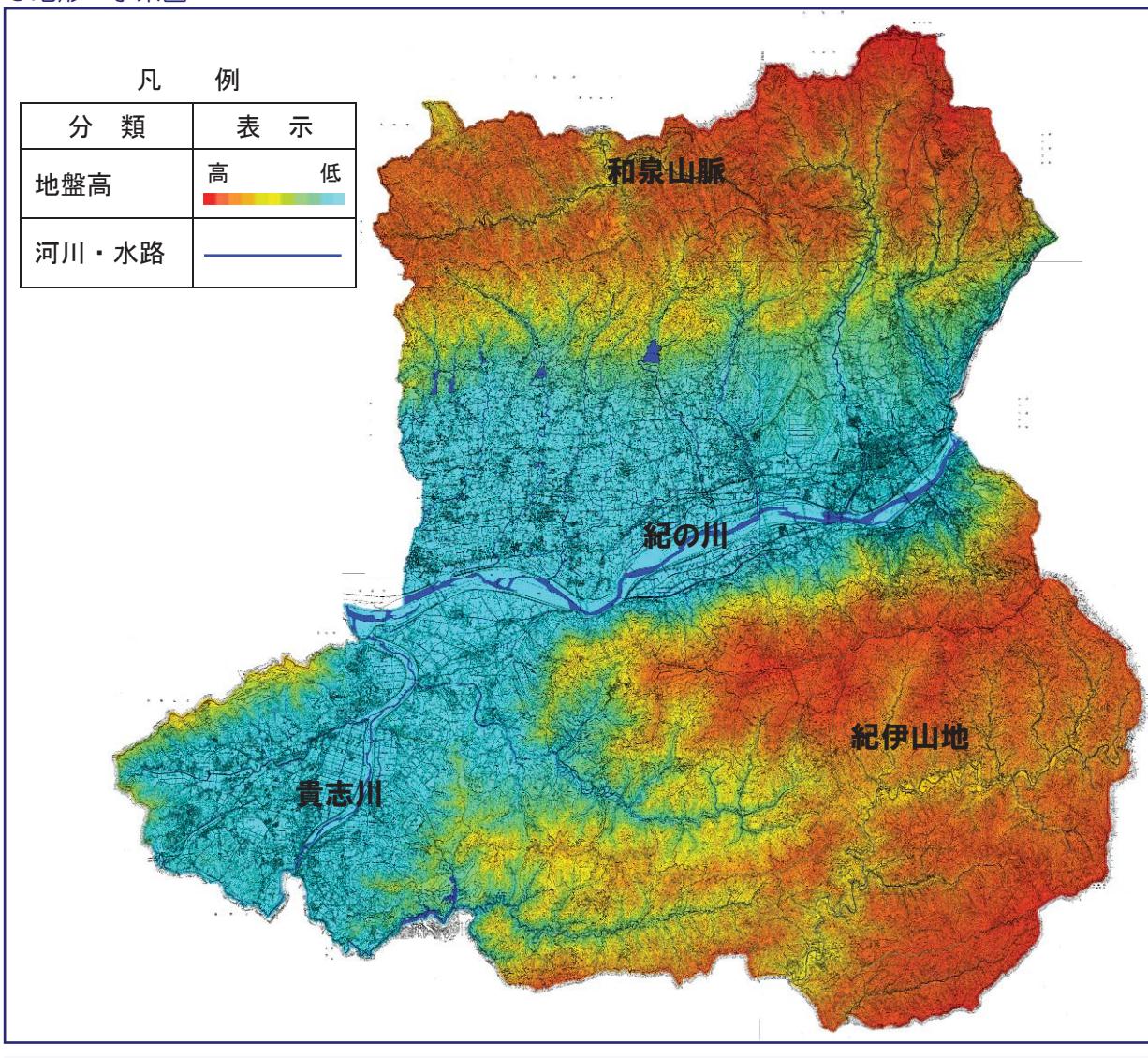
2) 気候・気象

気候は、瀬戸内海気候帯の内陸気候で、年間の平均気温は 15.1°C、降水量 1553.0mm（いずれも令和元年）となっています。

3) 自然災害

近年、平成 29 年台風 21 号による床上浸水などの被害が発生しています。

●地形・水系図



1-3 歴史的条件

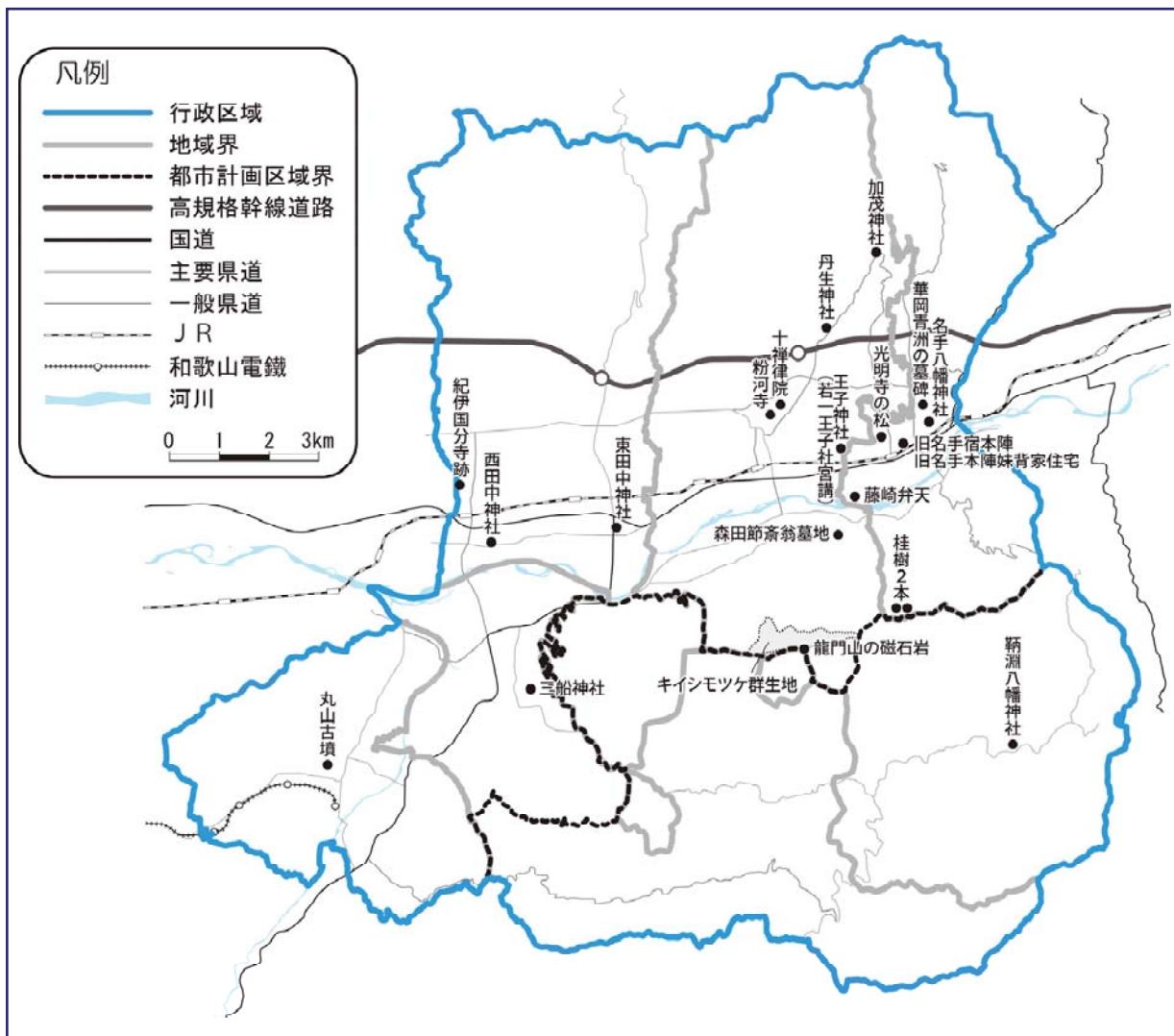
紀の川市は、古くは奈良時代に紀伊国分寺が設置され、平安時代には高野山や摂関家の荘園として、また西国三十三番札所のひとつとして知られる粉河寺を中心に栄えてきました。江戸時代になり、紀州徳川家によって大和街道が整備され、紀州藩の参勤交代や伊勢参りの交通路として、街道筋は大いに栄えました。名手市場には、国の史跡に指定されている旧名手宿本陣が現在も残っています。また、平安・鎌倉時代を代表とする歌人である西行の生誕地と言われ、江戸時代後期に世界初の全身麻酔を施し乳がんの摘出手術に成功した医聖華岡青洲ゆかりの地でもあります。

●指定文化財（国・県）

分類	区分	名称
国指定史跡		紀伊国分寺跡
国宝	絵画	紙本著色粉河寺縁起
国指定重要文化財	建造物	鞍淵八幡神社本殿
国指定重要文化財	建造物	鞍淵八幡神社大日堂
国指定重要文化財	建造物	粉河寺 本堂 千手堂 中門 大門
国宝	工芸品	沃懸地螺鈿金銅装神輿
国指定重要文化財	工芸品	金銅鳥頭太刀
国指定名勝		粉河寺庭園
国指定重要文化財	有形民俗文化財	名つけ帳・黒箱
国指定史跡		旧名手宿本陣
国指定重要文化財	建造物	旧名手本陣妹背家住宅 主屋 米蔵 南倉
国指定重要文化財	建造物	三船神社 本殿 摂社丹生明神社本殿 摂社高野明神社本殿
国指定重要文化財	歴史資料	過所船旗 天正九年三月廿八日
県指定文化財	建造物	西田中神社 羊宮神社本殿 八幡神社本殿
県指定文化財	建造物	東田中神社境内社旧竹房神社本殿
県指定文化財	建造物	粉河寺童男堂
県指定文化財	建造物	十禪律院 本堂 庫裡 護摩堂 塗上門
県指定文化財	美術工芸品	木造阿弥陀三尊坐像
県指定文化財	美術工芸品	木造八幡三神坐像
県指定文化財	美術工芸品	鞍淵八幡神社木製椅子
県指定文化財	美術工芸品	粉河寺大門橋高欄宝珠
県指定文化財	史跡	森田節斎翁墓地
県指定文化財	天然記念物	賀茂神社の公孫樹
県指定文化財	天然記念物	龍門山の磁石岩
県指定文化財	天然記念物	キイシモツケ群生地
県指定文化財	無形民俗文化財	粉河祭
県指定文化財	史跡	華岡青洲の墓碑
県指定文化財	建造物	名手八幡神社本殿 丹生神社 八幡神社 天満神社
県指定文化財	天然記念物	光明寺の松
県指定文化財	名勝	藤崎弁天
県指定文化財	天然記念物	桂樹
県指定文化財	美術工芸品	大歳神社梵鐘
県指定文化財	無形民俗文化財	妙法壇祇園太鼓
県指定文化財	無形民俗文化財	野田原の廻り阿弥陀
県指定文化財	美術工芸品	木造聖觀音菩薩立像
県指定文化財	史跡	丸山古墳
県指定文化財	美術工芸品	木造船上菩薩像
県指定文化財	天然記念物	イワヒバの天然群落
県指定文化財	美術工芸品	木造菩薩形坐像

【資料：生涯学習課文化財班】

●指定文化財（国・県）の分布



※個人所有等の文化財については、図示していない。



紀伊国分寺跡



粉河寺大門



旧名手宿本陣

1-4 社会的条件

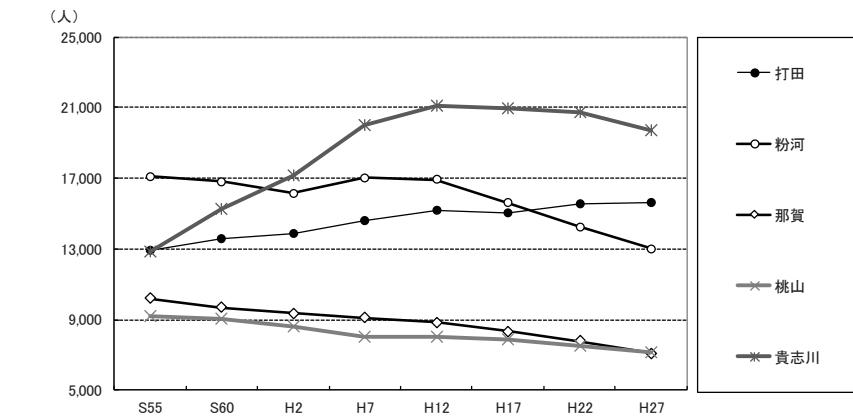
1) 人口及び世帯数

(1) 人口及び世帯数の推移

紀の川市の人口は、平成 27 年の国勢調査では、62,616 人で、近年減少がみられます。地域別にみると、打田ではわずかに増加傾向があり、粉河・那賀・桃山・貴志川では減少傾向にあります。

平成 27 年の世帯数は 23,457 世帯で、増加傾向にあります。地域別にみると、西部地域の貴志川・打田では増加傾向にある一方、粉河・那賀・桃山では横ばいや減少傾向にあります。平成 27 年の世帯構成人員は 2.67 人と減少し続けており、核家族化の傾向がうかがえます。

●人口の推移（単位：人）



	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
打田	12,934	13,576	13,868	14,635	15,194	15,051	15,586	15,608
	100	105	107	113	117	116	121	121
粉河	17,094	16,811	16,171	17,016	16,918	15,594	14,260	13,031
	100	98	95	100	99	91	83	76
那賀	10,189	9,705	9,377	9,103	8,835	8,347	7,776	7,091
	100	95	92	89	87	82	76	70
桃山	9,176	9,052	8,574	8,026	8,041	7,879	7,503	7,181
	100	99	93	87	88	86	82	78
貴志川	12,825	15,287	17,136	20,022	21,079	20,991	20,715	19,705
	100	119	134	156	164	164	162	154
紀の川市 (合計)	62,218	64,431	65,126	68,802	70,067	67,862	65,840	62,616
	100	104	105	111	113	109	106	101

※下段は、昭和 55 年を 100 とした指数

【資料：各年国勢調査】

●世帯の推移（単位：世帯）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
打田	人口	14,635	15,194	15,051	15,586	15,608
	世帯数	4,326	4,950	5,108	5,680	6,064
	人/世帯	3.38	3.07	2.95	2.74	2.57
粉河	人口	17,016	16,918	15,594	14,260	13,031
	世帯数	4,833	5,006	4,951	4,806	4,663
	人/世帯	3.52	3.38	3.15	2.97	2.79
那賀	人口	9,103	8,835	8,347	7,776	7,091
	世帯数	2,732	2,826	2,820	2,763	2,679
	人/世帯	3.33	3.13	2.96	2.81	2.65
桃山	人口	8,026	8,041	7,879	7,503	7,181
	世帯数	2,353	2,540	2,696	2,699	2,645
	人/世帯	3.41	3.17	2.92	2.78	2.71
貴志川	人口	20,022	21,079	20,991	20,715	19,705
	世帯数	5,929	6,634	6,933	7,278	7,406
	人/世帯	3.38	3.18	3.03	2.85	2.66
紀の川市 (合計)	人口	68,802	70,067	67,862	65,840	62,616
	世帯数	20,173	21,956	22,508	23,226	23,457
	人/世帯	3.41	3.19	3.02	2.83	2.67

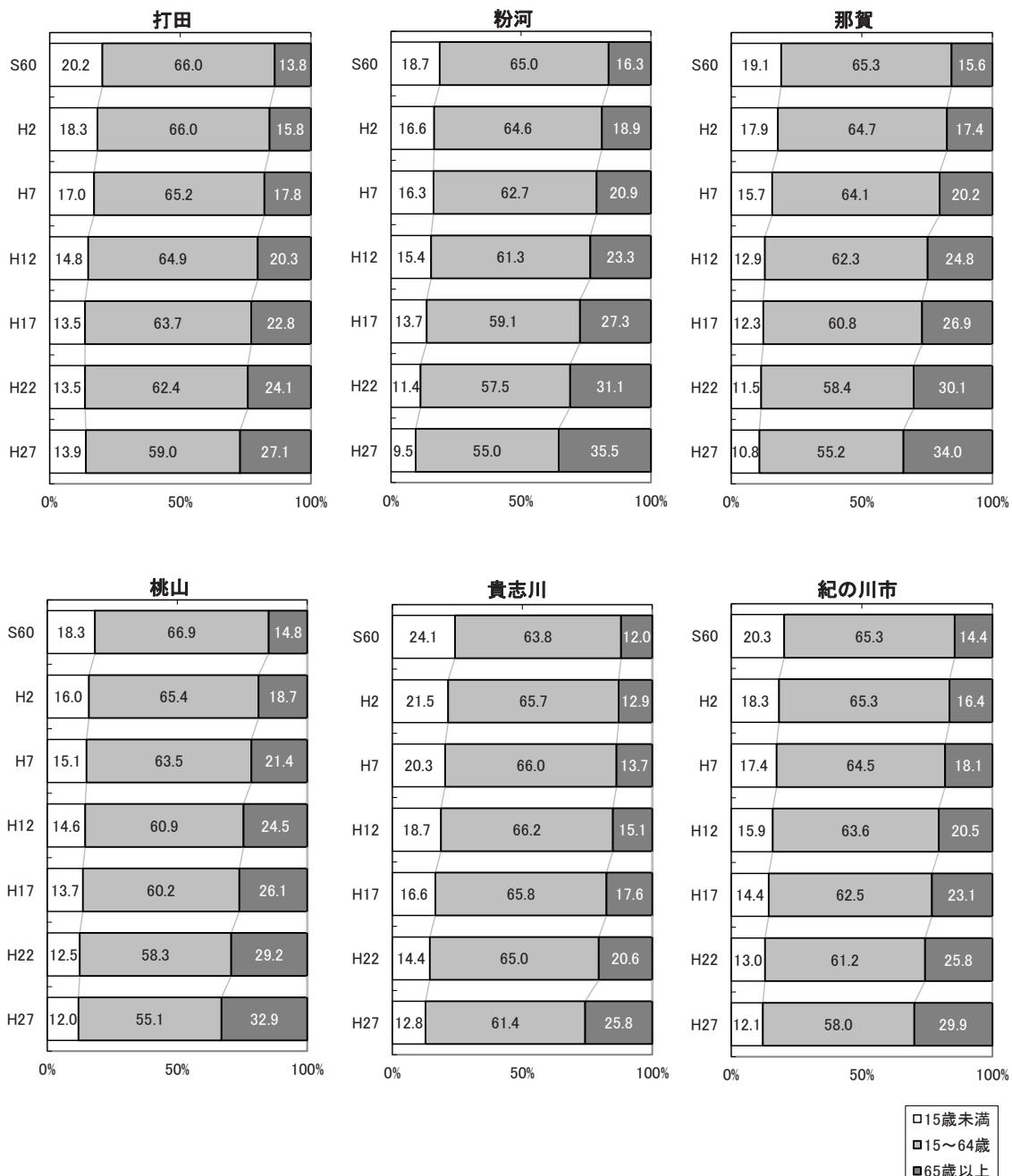
※各年 10 月 1 日現在

【資料：各年国勢調査】

(2) 人口構成比の推移

人口構成比の推移では、高齢者の割合が増加し続けており、平成27年では29.9%となっています。地域ごとでは、特に、人口が減少傾向にある粉河・那賀・桃山において高齢者の割合が全体の3割を超えて高くなっています。

●年齢階層別人口構成比の推移

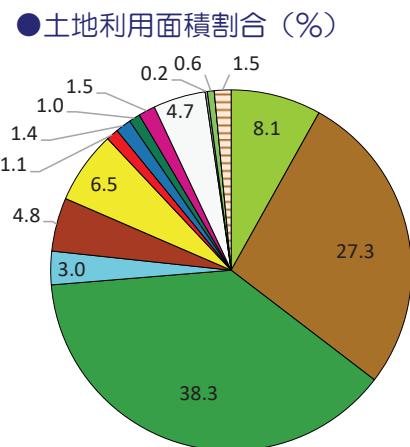


【資料：各年国勢調査】

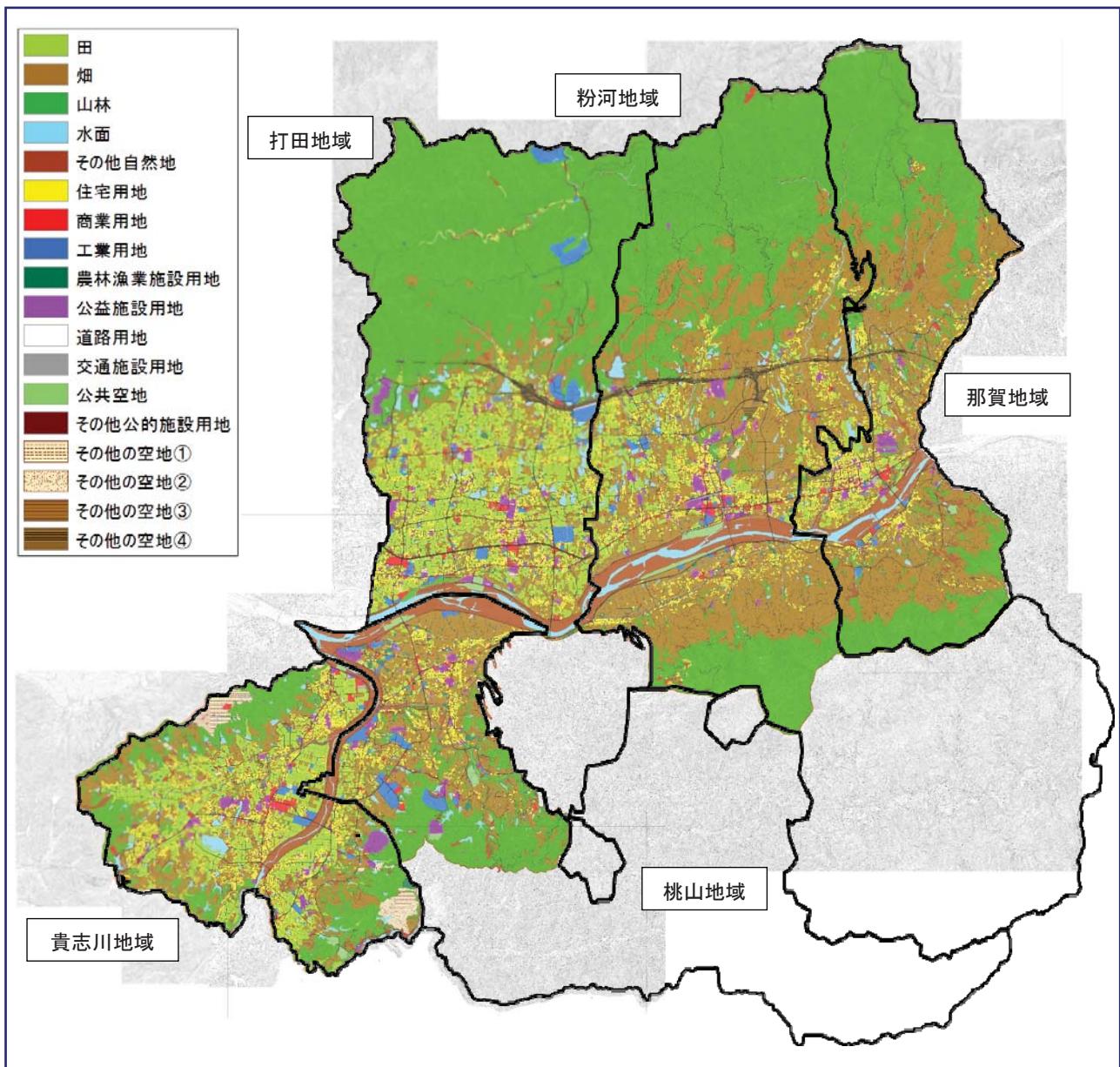
2) 土地利用

都市計画区域内の土地利用は、山林が38%、田畠が35%、これらを含めた自然的土地利用の合計が82%と都市計画区域の大半を占めています。

打田地域や貴志川地域では、平野部で田が多く、粉河地域、那賀地域、桃山地域では、畠が多く見られます。



● 土地利用現況図



※その他の空地の内訳 : ①ゴルフ場、②太陽光発電のシステムを直接整備している土地、③平面駐車場、
④その他の空地①～③以外の都市的土地区域

【資料 : 都市計画基礎調査（令和元年度）】

3) 産業

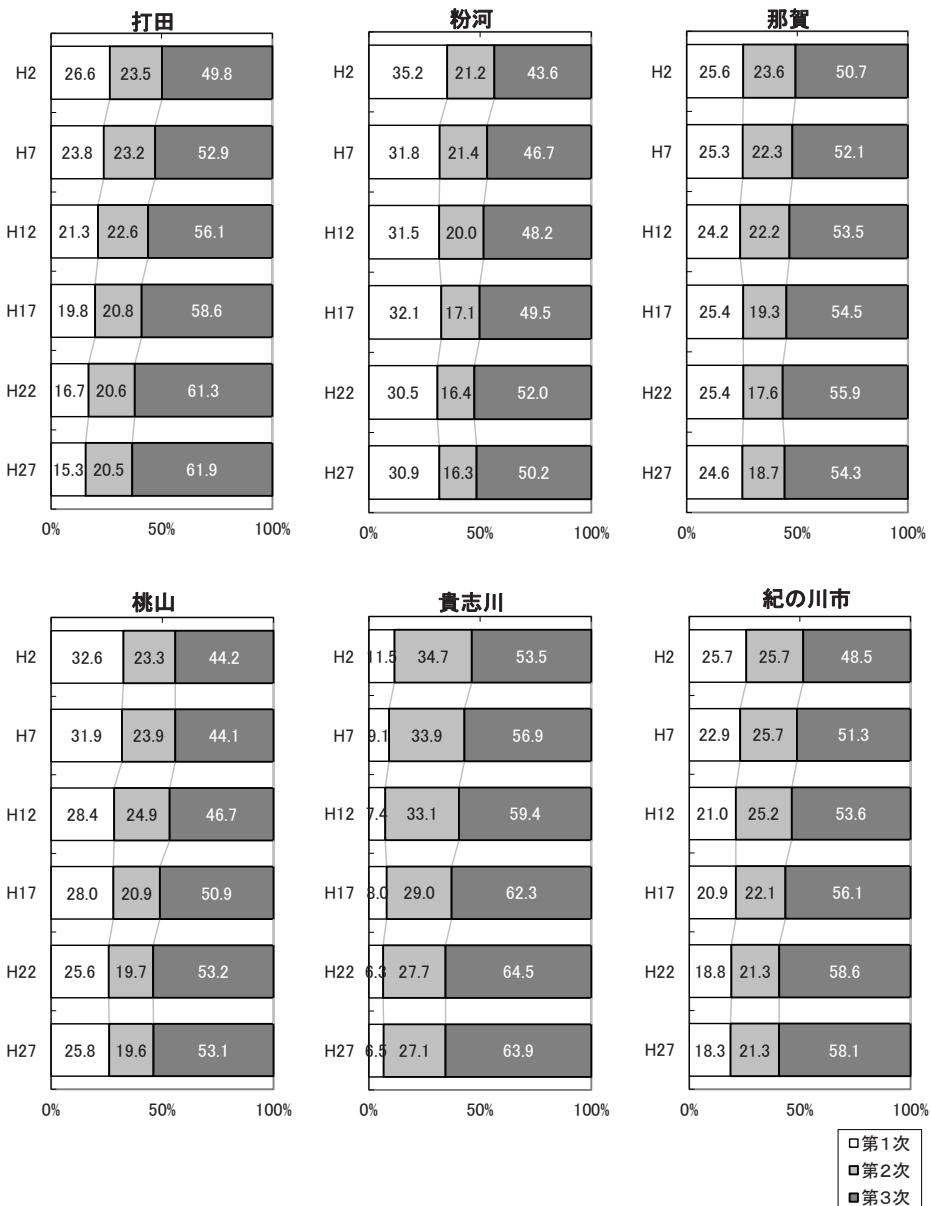
(1) 就業者数の割合

紀の川市の産業3部門別就業者数の割合は、第1次産業 18.3%、第2次産業 21.3%、第3次産業 58.1%となっています。近年の推移は、第3次産業が増加する一方、第1次産業・第2次産業は減少傾向にあります。

地域ごとでは、第1次産業は粉河・桃山・那賀で、第2次産業・第3次産業は貴志川で、市全体の割合に比べ高くなっています。近年の推移では、いずれの地域においても第3次産業の割合が増加傾向であるのに対して、第2次産業は減少傾向にあります。第1次産業は、桃山・打田・貴志川において減少しているなか、粉河・那賀では減少幅が小さくなっています。

また、紀の川市では、6次産業化や環境保全型農業に取り組む農業者の支援を行っており、農業経営の安定と強化を進めています。

●産業3部門別就業者割合の推移

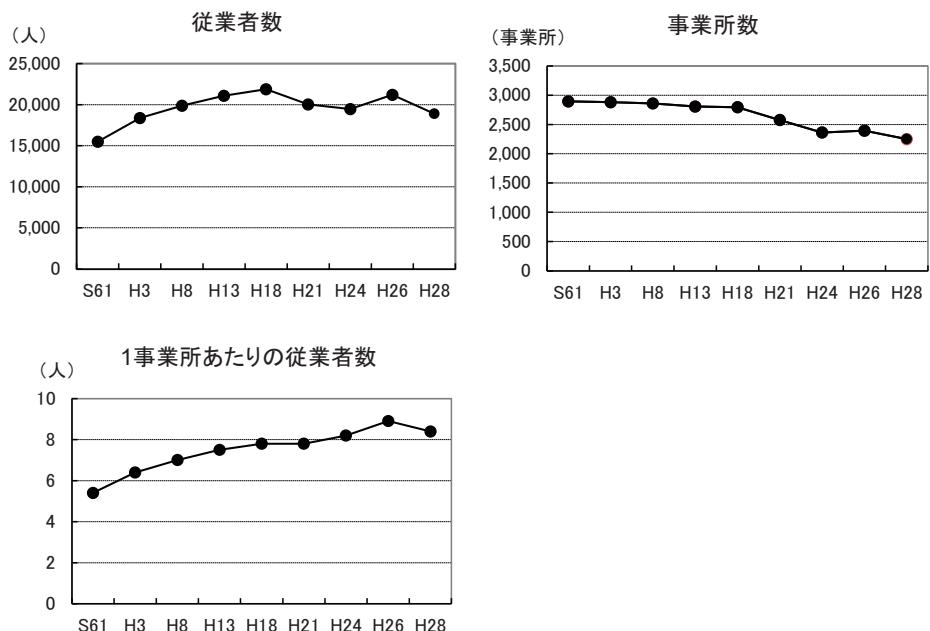


【資料：各年国勢調査】

(2) 従業者数・事業所数の推移

紀の川市の従業者数は、増加傾向にありました。近年は横ばいで推移しています。事業所数は、減少傾向が続いていることから、1事業所あたりの従業者数は増加傾向にあります。

●従業者数及び事業所数の推移



	H61	H3	H8	H13	H18	H21	H24	H26	H28
従業者数(人)	15,505	18,380	19,877	21,096	21,911	20,048	19,475	21,228	18,891
事業所数(事業所)	2,892	2,880	2,857	2,809	2,795	2,576	2,363	2,393	2,251
1事業所あたりの従業者数(人)	5.4	6.4	7.0	7.5	7.8	7.8	8.2	8.9	8.4

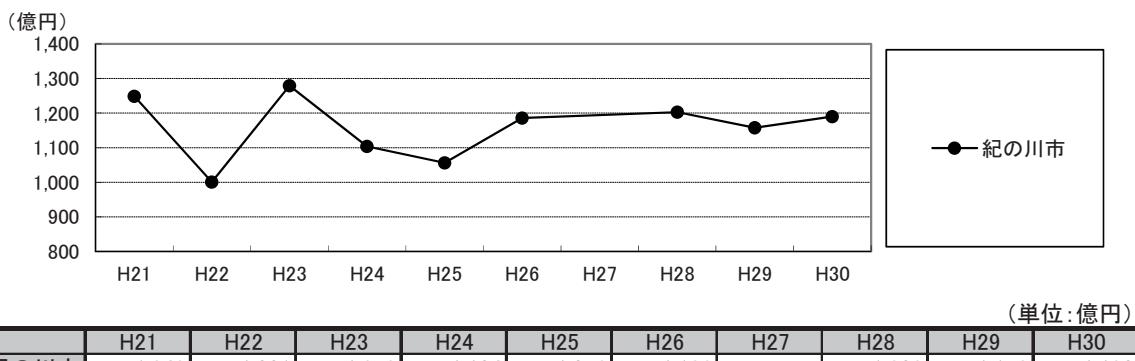
【資料:事業所統計調査報告(～平成3年)、事業所・企業統計調査報告(平成8年～平成18年)】

経済センサス基礎調査・活動調査(平成21年～平成28年)】

(3) 工業出荷額の推移

工業出荷額の推移は、近年は1,200億円前後で推移しています。

●工業出荷額の推移



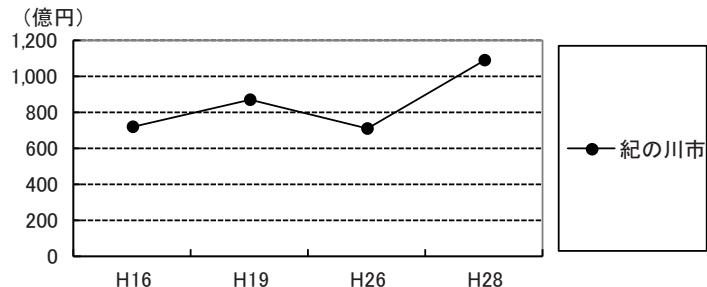
※平成28年は「平成28年経済センサス-活動調査」より
※平成27年は統計調査の実施なし

【資料:工業統計調査】

(4) 商品販売額の推移

商品販売額の推移は、平成26年で一旦減少したが、近年では、増加傾向にあります。

●商品販売額の推移



【資料：商業統計調査・経済センサス-活動調査】

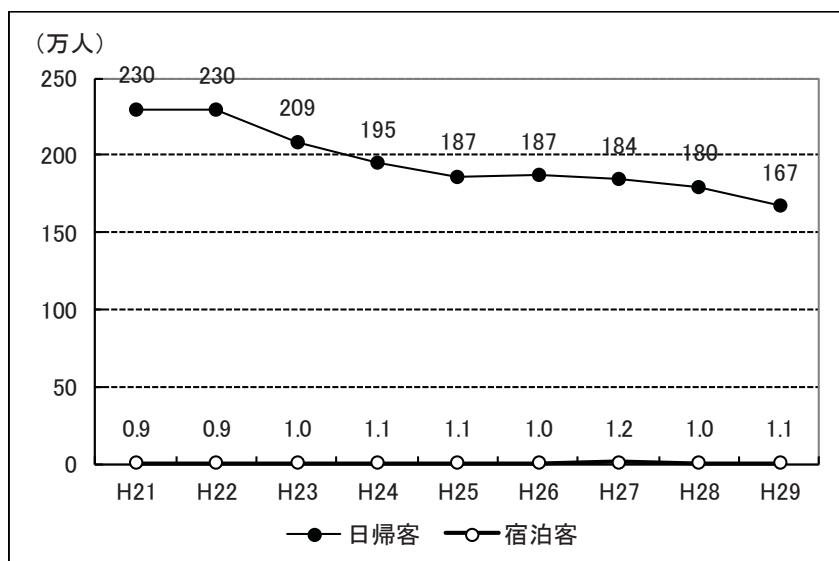
※各年6月1日現在。平成26年は7月1日現在。

※平成28年は経済センサス-活動調査結果。

(5) 観光客数の推移

観光客数の推移をみると、日帰客数は、年々減少しており、平成29年で約167万人となっています。一方、宿泊客数は、1万人程度で推移しています。

●観光客数の推移



【資料：和歌山県観光動態調査報告書】

4) 交通体系及び人の動き

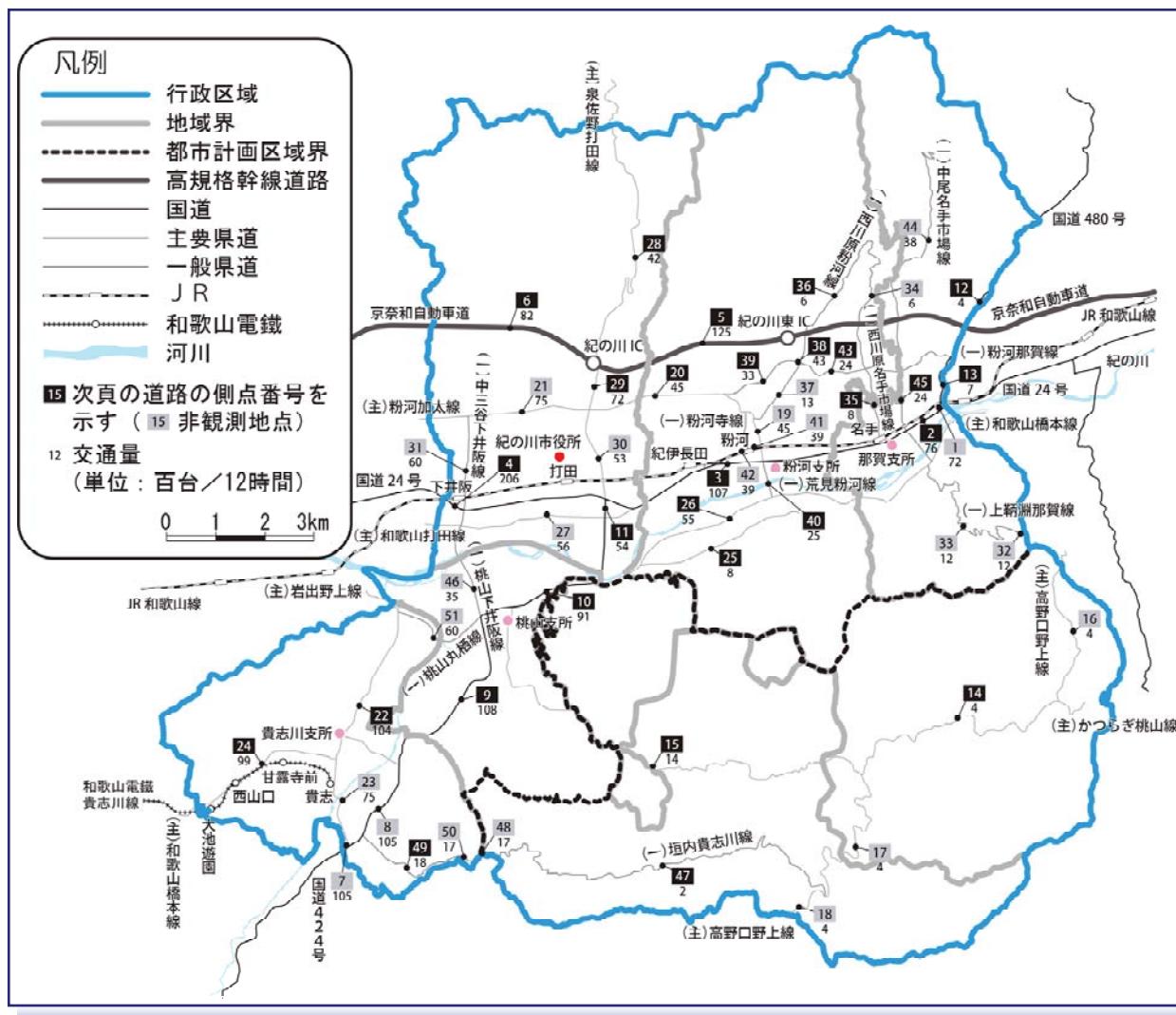
(1) 交通網

道路は、和歌山市及び橋本市・奈良県方面を結ぶ国道24号が本市の中央部を東西方向に、海南市方面を結ぶ国道424号が南西方向に通っており、これらの路線が広域幹線道路としての役割を果たしています。また、高規格幹線道路として、和歌山市及び奈良・京都方面を結ぶ京奈和自動車道が通っており、市内に2箇所のインターチェンジが設置されています。

主要な道路の交通量は、国道24号（下井阪付近）が最も多く約2万台／12時間（7時～19時）（以下同様）となっており、次いで、京奈和自動車道（紀の川IC～紀の川東IC）が約1.3万台、国道424号（桃山町最上付近）が約1.1万台、貴志川から和歌山市や海南市方面を結ぶ主要県道岩出野上線（貴志川町神戸付近）が約1万台、主要県道和歌山橋本線（貴志川町長山付近）が約1万台となっています。

鉄道は、JR和歌山線が本市の中央を東西に通り、東を橋本市・奈良方面と結び、西を岩出市・和歌山市と結んでいます。1時間あたり2～4本程度運行しており、市内には5つの駅があります。また、貴志川には、JR和歌山駅と本市を結ぶ和歌山電鐵貴志川線があり、1時間に2～3本運行しており、市内には4つの駅があります。

●交通体系図



●主要な道路の交通量

測点番号	非観測	路線名称	観測地点名	自動車類交通量(台)	
				平日	
				24時間	12時間
1	○		-	9,372	7,209
2		一般国道24号	-	9,375	7,634
3			紀の川市松井	13,635	10,754
4			紀の川市下井阪	26,384	20,661
5		一般国道24号(京奈和自動車道)	東毛	16,042	12,502
6			神領	10,590	8,228
7	○		-	13,024	10,589
8	○		-	13,024	10,589
9		一般国道424号	紀の川市桃山町最上	13,297	10,820
10			紀の川市桃山町元	11,977	9,143
11			紀の川市打田	6,579	5,437
12		一般国道480号	紀の川市名手上	549	454
13			紀の川市穴伏	935	779
14		かつらぎ桃山線	紀の川市中鞆渕	552	435
15			紀の川市桃山町神田	1,827	1,485
16	○		-	597	489
17	○	高野口野上線	-	597	489
18	○		-	597	489
19	○		-	5,806	4,536
20		粉河加太線	紀の川市北勢田	5,857	4,576
21	○		-	9,877	7,598
22		岩出野上線	紀の川市貴志川町神戸	13,737	10,486
23	○		-	9,755	7,504
24			紀の川市貴志川町長山	13,126	9,944
25		和歌山橋本線	紀の川市遠方	1,147	882
26				7,181	5,567
27	○	和歌山打田線	-	7,261	5,629
28			紀の川市重行	5,627	4,262
29		泉佐野打田線	-	9,331	7,290
30	○		-	6,856	5,315
31	○	中三谷下井阪線	-	7,789	6,038
32	○	上鞆渕那賀線	-	1,525	1,260
33	○		-	1,525	1,260
34	○	西川原名手市場線	-	749	619
35			紀の川市名手市場	966	805
36			紀の川市粉河	772	638
37	○	西川原粉河線	-	1,696	1,390
38			紀の川市粉河	5,636	4,369
39			紀の川市粉河	4,238	3,337
40		荒見粉河線	紀の川市粉河	3,287	2,588
41	○		-	5,041	3,938
42	○	粉河寺線	-	5,050	3,945
43		粉河那賀線	紀の川市下丹生谷	2,952	2,400
44	○	中尾名手市場線	-	4,826	3,800
45			紀の川市西野山	3,059	2,409
46	○	桃山下井阪線	-	4,495	3,539
47			紀の川市桃山町最上	372	293
48	○	垣内貴志川線	-	2,130	1,718
49			紀の川市貴志川町井ノ口	2,259	1,822
50	○		-	2,130	1,718
51	○	桃山丸栖線	-	7,789	6,038

※12時間：午前7時～午後7時、

【資料：H27道路交通センサス】

24時間：午前7時～翌日午前7時または午前0時～翌日午前0時。

● 1日あたりの鉄道乗降客数

(JR西日本和歌山線)

(単位:人／日)

区分	下井阪駅	打田駅	紀伊長田駅	粉河駅	名手駅
H24年度	864	1,140	234	2,134	1,074
H25年度	882	1,218	258	2,230	1,116
H26年度	894	1,184	258	2,132	1,104
H27年度	966	1,238	264	2,214	1,110
H28年度	978	1,230	216	2,224	1,054
H29年度	936	1,154	220	2,016	982
H30年度	910	1,200	198	2,000	980

【資料:和歌山県総合交通政策課】



JR 西日本和歌山線

(和歌山電鐵貴志川線)

(単位:人／日)

区分	大池遊園駅	西山口駅	甘露寺前駅	貴志駅
H24年度	219	329	575	1,340
H25年度	235	351	617	1,427
H26年度	231	349	608	1,415
H27年度	226	308	649	1,507
H28年度	215	293	619	1,425
H29年度	212	290	613	1,397
H30年度	205	279	592	1,342

【資料:和歌山県総合交通政策課】



「DESIGNED BY EIJI MIOOKA + DON DESIGN ASSOCIATES」

和歌山電鐵貴志川線

(2)バス

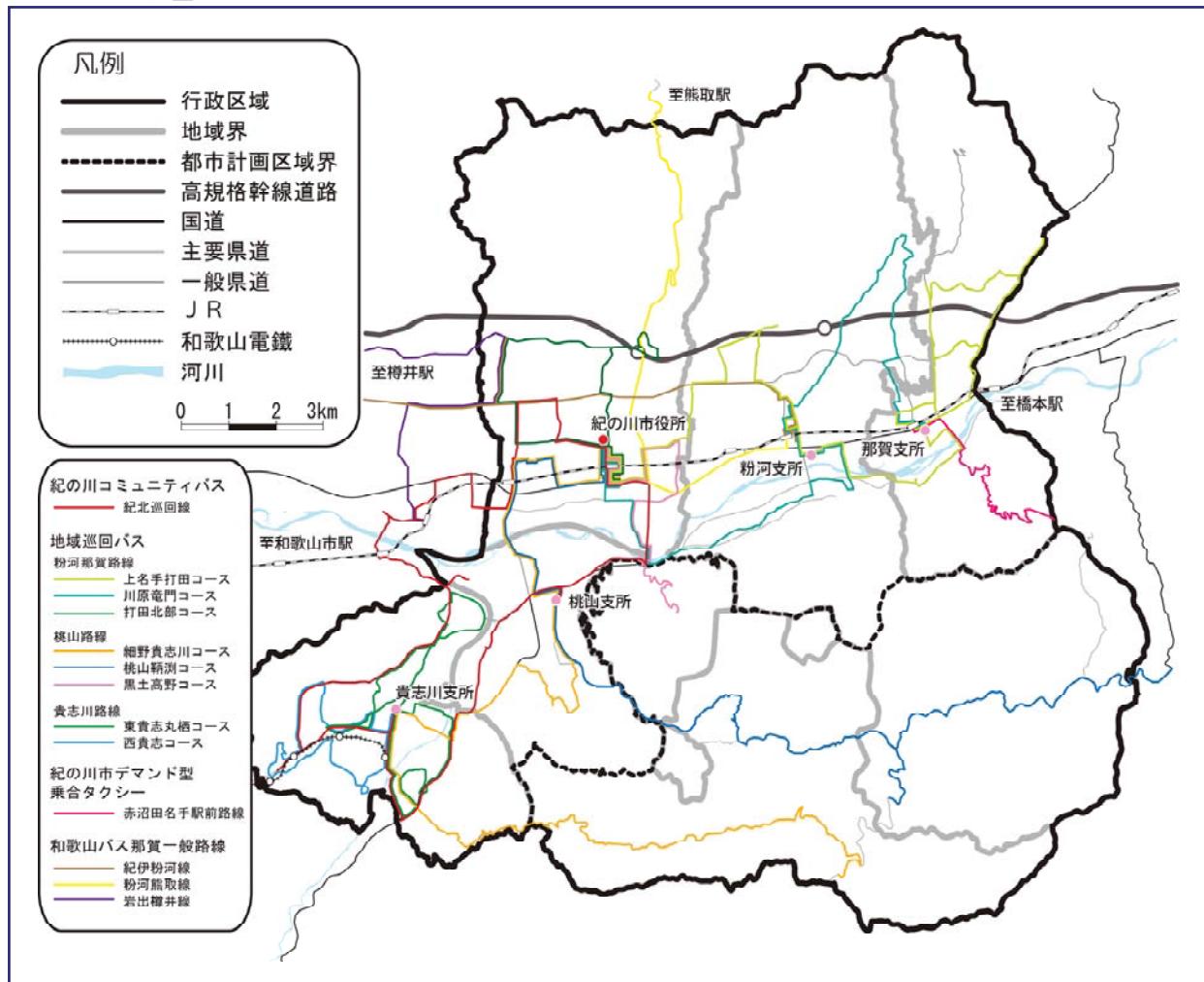
紀の川市には、紀の川コミュニティバスと地域巡回バスが計5路線・11コース、和歌山バス那賀の一般路線が3路線運行されています。

●バス路線及び便数等

路線名	コース名	便数	料金	運休日
紀の川コミュニティバス	東回りコース	6便	150円 均一	12/30～ 1/3, 土日祝
	西回りコース	6便		
地域巡回バス	上名手打田コース	7便	100円 均一	1/1～1/3
	川原竜門コース	7便		
	打田北部コース	3便		
桃山路線	桃山鞆渕コース	8便	100円 均一	1/1～1/3
	細野貴志川コース	8便		
	黒土高野コース	6便		
貴志川路線	東貴志丸栖コース	5便	200円 均一	
	西貴志コース	5便		
デマンド型乗合タクシー	赤沼田名手駅前路線	8便事前予約制		

路線名	便数	備考
紀伊粉河線	6～10便	粉河駅発の便数
粉河熊取線	12～13便	〃
岩出樽井線	3～5便	近畿大学経由

●バスルート図



(3) 人の動き

紀の川市に居住して通勤・通学している人口は 34,358 人で、このうち紀の川市内に通勤・通学している人口は 18,598 人 (54.1%) となっています。

市外への通勤・通学では、県庁所在地である和歌山市へは 7,110 人 (紀の川市から通勤・通学している人口のうち 20.7%)、岩出市へは 2,451 人 (同 7.1%) となっています。一方、これらの市から紀の川市へ通勤・通学している人口は、和歌山市から 2,623 人 (紀の川市へ通勤・通学している人口のうち 1.5%) と少なく、岩出市から 3,901 人 (同 13.8%) とやや多くなっています。

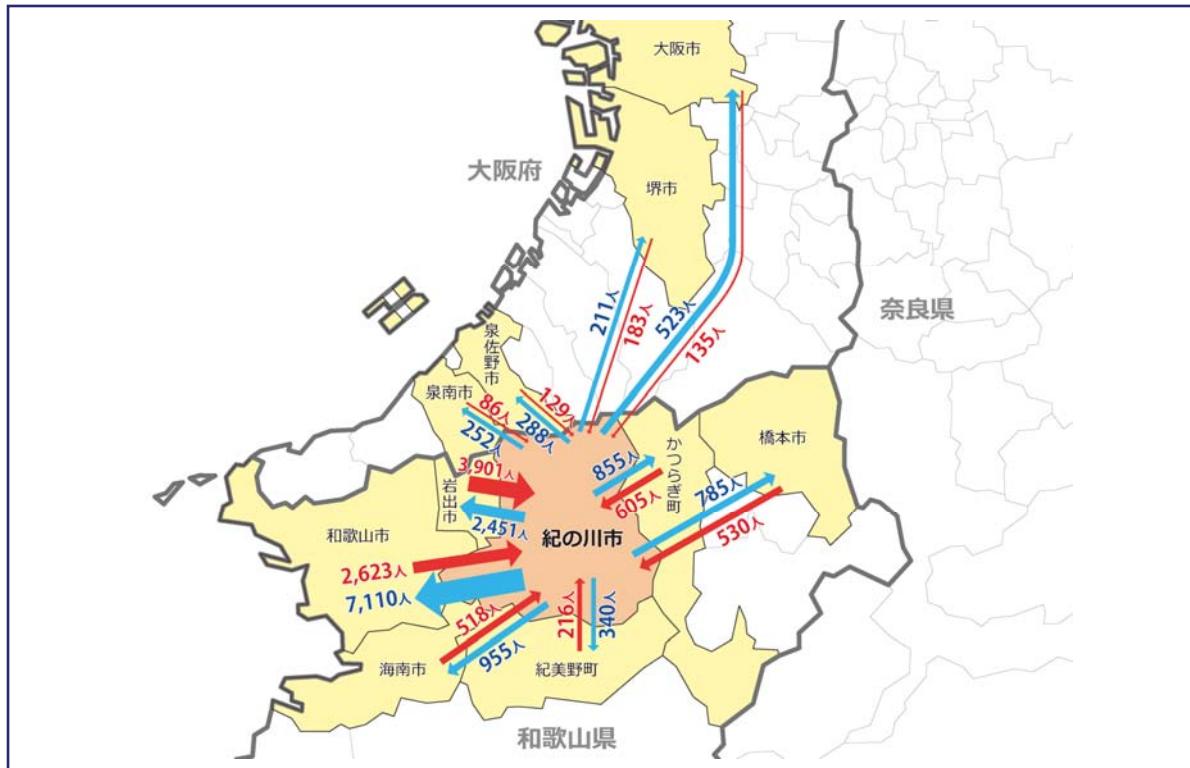
これらから、市内での通勤・通学に加え、隣接する岩出市や県庁所在地である和歌山市との間で人の動きがやや多いことがうかがえます。

●通勤・通学している人口と割合

		従業・通学地								総数
		紀の川市	和歌山市	岩出市	海南市	かつらぎ町	橋本市	その他		34,358
常住地	紀の川市	18,598	7,110	2,451	955	855	785	3,604	34,358	
		54.1%	20.7%	7.1%	2.8%	2.5%	2.3%	10.5%	100.0%	
	和歌山市	2,623	147,987	2,658	4,094	240	272	21,604	179,478	
		1.5%	82.5%	1.5%	2.3%	0.1%	0.2%	12.0%	100.0%	
	岩出市	3,901	8,709	10,250	353	330	367	4,417	28,327	
		13.8%	30.7%	36.2%	1.2%	1.2%	1.3%	15.6%	100.0%	
	海南市	518	7,162	208	15,009	22	33	3,134	26,086	
		2.0%	27.5%	0.8%	57.5%	0.1%	0.1%	12.0%	100.0%	
常住地	かつらぎ町	605	537	204	28	5,421	1,319	1,223	9,337	
		6.5%	5.8%	2.2%	0.3%	58.1%	14.1%	13.1%	100.0%	
	橋本市	530	544	197	22	1,646	17,541	12,531	33,011	
		1.6%	1.6%	0.6%	0.1%	5.0%	53.1%	38.0%	100.0%	
	その他	2,251	22,652	1,385	3,487	545	3,009			
	総数	29,026	194,701	17,353	23,948	9,059	23,326			

【資料：H27 国勢調査】

●通勤・通学している人口の移動



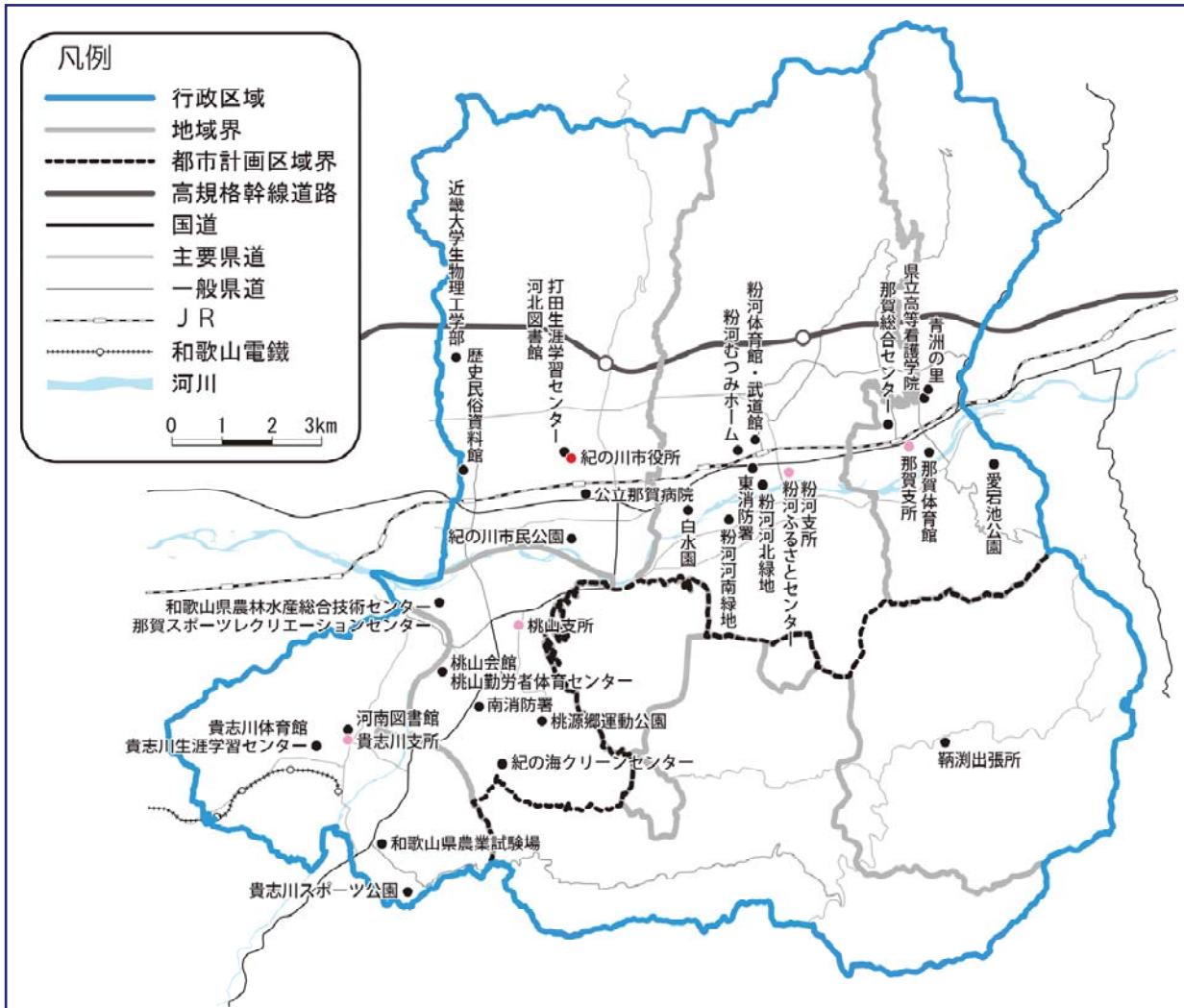
【資料：H27 国勢調査】

5) 公共公益施設

紀の川市の公共公益施設は、地域ごとに、市役所もしくは支所、体育館が立地しています。病院は、本市の中央部の国道24号沿いに一般病床300床の公立那賀病院が立地しています。和歌山県の施設としては、農林水産総合技術センター及び農業試験場が立地しています。

市立図書館は、平成27年度に河北図書館と河南図書館の2館に統合し、図書館基本計画に沿って図書館事業を実施しています。また、図書館利用が困難な方へのサービスとして、各地区公民館や各支所の窓口における予約資料の貸出サービス等を開始しています。

●公共公益施設の分布



公立那賀病院



道の駅青洲の里

6) 観光資源

紀の川市の観光資源としては、歴史のある神社や仏閣、豊かな自然を活かしたレクリエーション施設及び農産物販売所等が、市街地を中心に市域全域にわたって立地しています。

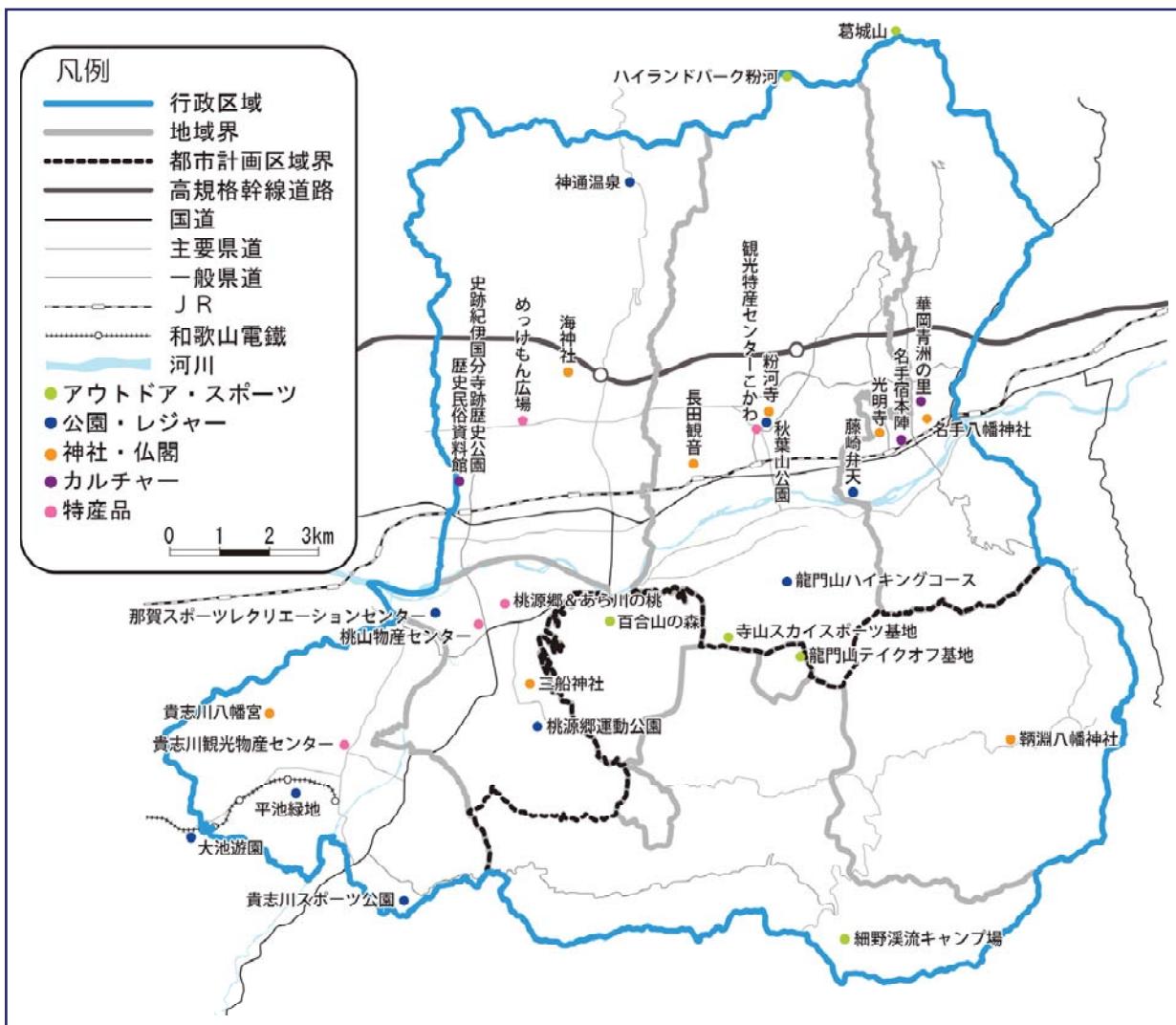
寺山や龍門山には、パラグライダー やハンググライダーといったスカイスポーツの関西最大級のテイクオフの基地を有しています。

また、京奈和自動車道の開通により、交通利便性が高まったことから、観光資源の利用増加が見込まれます。



紀の川市内の風景

●観光資源の分布



7) 土地利用規制

紀の川市では、都市計画区域、用途地域、農用地区域、地域森林計画対象民有林、保安林等によって土地利用が規制されています。

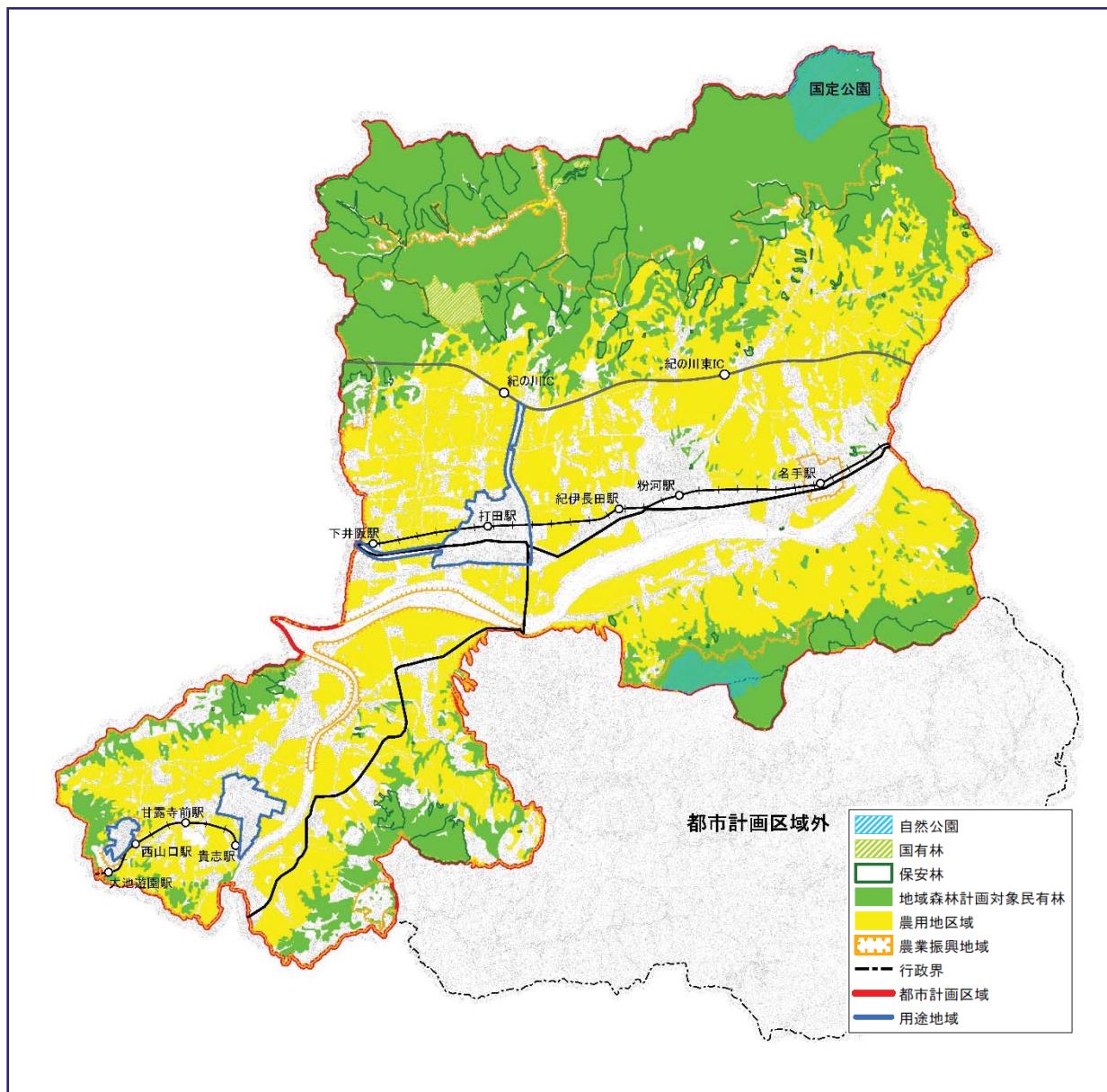
●土地利用規制の概要

項目		概要
都市地域 (都市計画法)	都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある区域
	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、建物の用途を制限する地域
農業地域 (農業振興地域の整備に関する法律)	農業振興地域	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域
	農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたって保全すべき農用地で、農地の転用等を制限する区域
森林地域 (森林法)	国有林	<ul style="list-style-type: none"> ・国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律に規定する分収林である森林であり、開発行為等を制限する区域
	地域森林計画対象民有林	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保続培養と森林生産力の増進を図るために指定された民有林で、開発行為等を制限する区域
	保安林	<ul style="list-style-type: none"> ・水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため指定された森林で、開発行為等を制限する区域
自然公園地域 (自然公園法)	自然公園 (国定・県立)	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた自然の風景を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう指定された公園で、開発行為等を制限する区域



細野溪流キャンプ場

●土地利用規制図



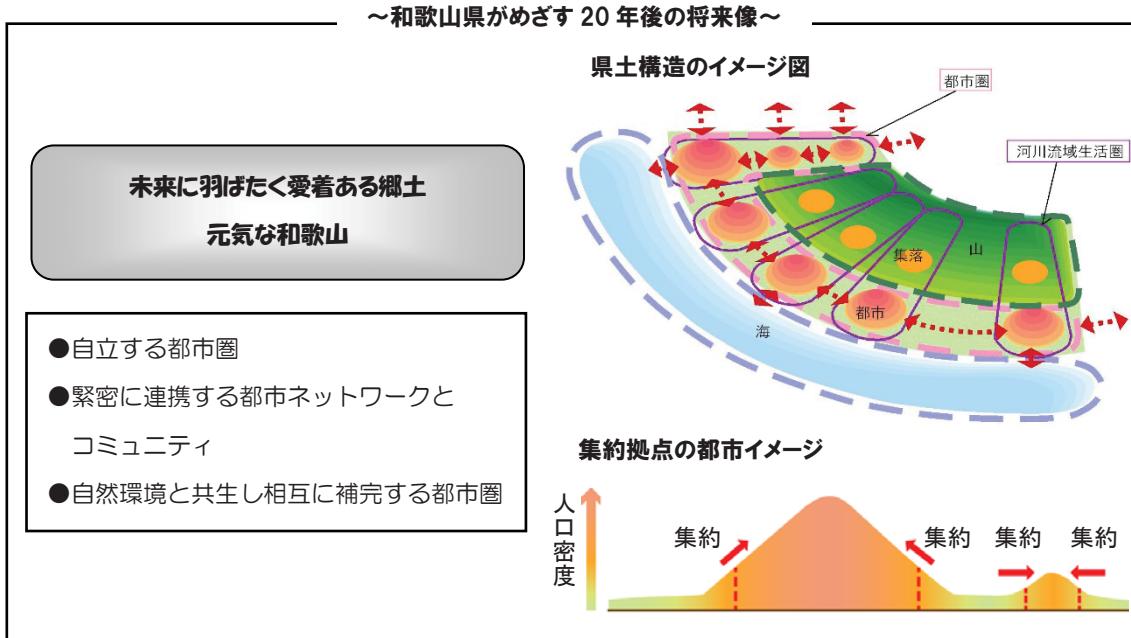
1-5 上位計画による位置づけ

1) 和歌山県都市計画区域マスターplan

対象区域：和歌山県

策定時期：平成27年5月

目標年次：20年後（2035年）の将来を見据えながら、道路、公園や市街地の整備等の概ね10年後（2025年）の整備目標を示す。



～都市づくり*の基本理念～

和歌山県の都市づくりの問題である都市の存続の危機を克服し、わかやまらしさを失わない、活力あるまちづくりを進めるために、都市づくりの根本となる考え方を以下のとおりとします。

〈基本理念〉

きのくにらしい持続可能なまちづくり

〈持続可能なまちづくりの5つの条件〉

①集約拠点ネットワーク型のまちづくり

②交流による活力あるまちづくり

③安全・安心な（南海トラフの海溝型地震等を見据えた）まちづくり

④環境共生のまちづくり

⑤ひと・コミュニティを育むまちづくり

*都市づくり：まちづくりの中でも、主として都市の物的環境の整備やそれに関連する人々の関わり方についての行為を示します。

2) 都市計画区域マスタープラン(紀北圏域)

対象区域：紀北圏域

〈和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、
九度山町、高野町〉

策定時期：平成 27 年 5 月

目標年次：20 年後（2035 年）の将来を見据えながら、道路、公園や市街地の整備等
の概ね 10 年後（2025 年）の整備目標を示す。

～都市づくりの基本理念～

集約拠点ネットワーク型のまちづくり

- ◆多様な都市機能と魅力を併せ持つ「和歌山」「橋本」の市街地中心部の再生
- ◆誰もが暮らしやすく、快適にすごせる美しい市街地の再生
- ◆都市構造の転換による低炭素都市づくり
- ◆自然、歴史文化などの地域個性豊かな都市づくり
- ◆経済・財政規模に応じた、まとまりある良質で住みやすい都市づくり
- ◆市街地外縁部等の無秩序な開発の抑制によるまちなか居住の推進

交流による活力あるまちづくり

- ◆歴史文化・農・山川を活かし、価値を創造発信するまちづくり
- ◆交流を促し支える都市基盤と交通システムづくり
- ◆交流拠点を結び、魅力を高めるネットワークづくり

安全・安心な（南海トラフの海溝型地震等を見据えた）まちづくり

- ◆地震や津波等に強いまちづくり
- ◆代替性・多重性のある交通体系づくり
- ◆避難・救援の都市システムづくり
- ◆医療・福祉機能が充実した都市づくり

環境共生のまちづくり

- ◆都市・市街地を取り巻く自然環境の保全
- ◆自然を活かす快適な都市環境づくり
- ◆循環型社会を支える都市づくり
- ◆良好な景観形成を通じた地域資源を守り活かす都市づくり

ひと・コミュニティを育むまちづくり

- ◆まちづくりを支える人を育てる
- ◆まちづくりに取り組む組織と活動を支援する
- ◆まちづくりの交流の輪を広げる
- ◆誰もが安心して生活できる都市空間づくり

～紀北圏域の都市の将来像～

都市機能分担関連図



3) 紀の川市長期総合計画(基本構想)

対象区域：紀の川市

策定時期：平成30年3月

目標年次：平成30年度～令和8年度

将来像

『人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち』

まちづくりの目標

【安全・安心】1. 安心して健やかに暮らせるまち ～ともに支え合おう～

【子育て・教育】2. 育み学ぶ元気なまち ～ともに育み生涯学ぼう～

【産業・交流】3. 交流と活気が生まれるまち ～ともに生きがいを持とう～

【都市基盤・生活環境】4. 快適で環境と調和するまち ～ともに自然と生きよう～

【地域づくり・行政経営】5. 健全で自立したまち ～ともに参加しよう～

目標人口

目標人口

2026年 約60,000人

社人研の将来人口推計と独自推計(目標人口)の比較

(人)

70,000

65,840

64,139

63,245

62,264

60,411

2026年 約60,000人

60,401

57,360

58,415

54,185

2010年

2015年

2020年

2025年

2030年

■ 社人研の将来人口推計

● 目標人口

1-6 都市計画の状況

都市計画区域は、南東部の山地部を除く範囲一帯に指定されており、市街化区域や市街化調整区域を指定しない非線引き都市計画区域です。

用途地域は、近隣商業地域、第2種住居地域、第2種低層住居専用地域を指定しており、用途地域外は、特定用途制限地域（自然保全地区、農住共生地区、産業業務地区）を指定しています。

都市施設として、道路、公園・緑地、下水道、供給処理施設といった都市施設が都市計画決定されています。

本市の都市計画決定の状況等を以下に示します。

土地利用

用途地域	特定用途制限地域	面積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
近隣商業地域	—	108	80	200
第2種住居地域	—	213	60	200
第2種低層住居専用地域	—	28	60	100
—	自然保全地区	4,000	70	200
—	農住共生地区	10,945	70(60)※	200
—	産業業務地区	194	70(60)※	200

※建ぺい率60%の地域：紀の川市桃山町市場、元、段、段新田、神田、最上の一一部及び調月の一一部の区域

※建ぺい率70%の地域：上記以外の区域

道路

都市計画 区域名	計画延長(km)					改良済延長(km)					概成済延長(km)					改良率 (%)
	自動車 専用 道路	幹線 街路	区画 街路	特殊 街路	計	自動車 専用 道路	幹線 街路	区画 街路	特殊 街路	計	自動車 専用 道路	幹線 街路	区画 街路	特殊 街路	計	
紀の川	11.21	30.25	0	0.05	41.51	0	9.78	0	0.05	9.83	0	6.53	0	0	6.53	23.7

※特殊街路：もっぱら歩行者の交通の用に供するための道路

【平成29年 都市計画現況調査】

駅前広場

都市計画 区域名	駅名	鉄道名	駅前広場面積		計画決定 年月日	都市計画道路名				
			計画 (m ²)	併用 (m ²)		自動車 専用 道路	幹線 街路	区画 街路	特殊 街路	計
紀の川	粉河駅	JR和歌山線	440	440	H 6.11.22	3.5.9 松井石町線				
	粉河駅	JR和歌山線	2,600	2,600	H 6.11.22	3.5.7 粉河駅南口線				
	名手駅	JR和歌山線	440	440	S36. 3.31	3.6.15 名手駅前線				

【和歌山県の都市計画 2017】

公園・緑地

都市計画 区域名	計画										開設						
	住区基幹公園					都市基幹公園					特殊公園	緑地	公園	緑地	広場	墓園	
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	面積 (ha)	
紀の川	6	0.98	1	2.96	3	21.72	—	—	—	—	—	3	21.9	25.49	21.90	—	

※街区公園：主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園

【和歌山県の都市計画 2017】

※近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

※地区公園：主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

※緑地：主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地

都市下水路

都市計画 区域名	計画決定名称	計画決定		
		決定年月日	集水面積 (ha)	総延長 (m)
紀の川	古和田下水路	S60.12.27 町告示第 991号	27.0	1,260
	本町下水路	S38. 9. 3 建告示第2276号	32.0	692

【和歌山県の都市計画 2017】

その他

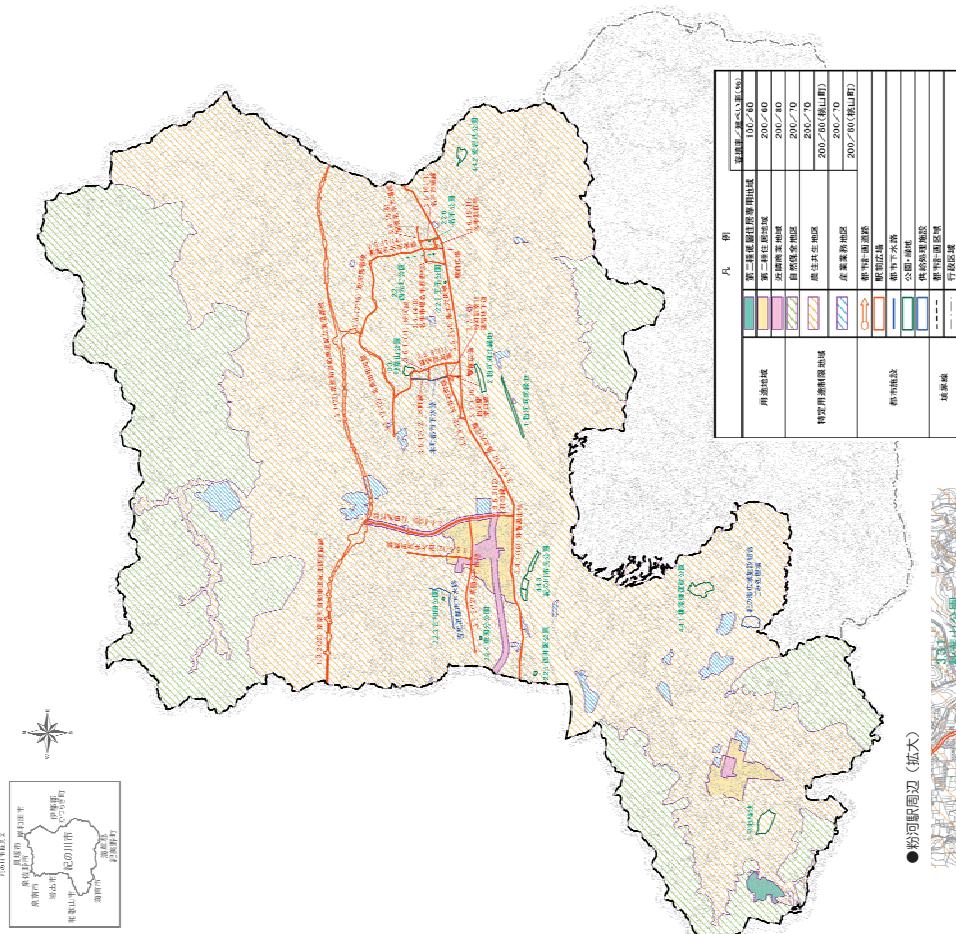
都市計画 区域名	計画決定名称	位置	面積(ha)		決定年月日
			計画	供用	
紀の川	紀の海広域施設組合ごみ処理場	紀の川市桃山町最上字亀澤	8.9	8.9	H28.7.22 市告示 第 88 号

【和歌山県の都市計画 2017】

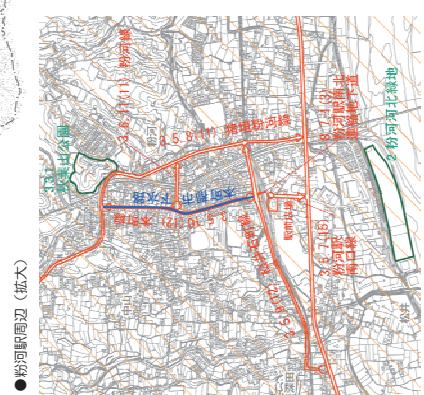
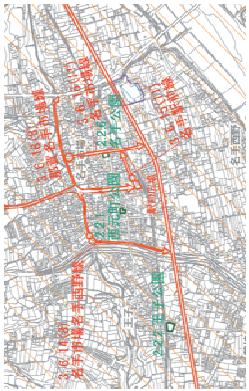


紀の海広域施設組合ごみ処理場

●紀の川市都市計画総括図



●名手駅周辺（拡大）



1-7 住民意向

1) 調査概要

(1) 紀の川市市民意識調査

- ・調査対象：紀の川市内在住の18歳以上75歳未満の市民を無作為抽出
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・調査時期：令和2年1月14日～令和2年2月12日
- ・回収率：34.5%（配布数：1,500票、回収票518票）



(2) 紀の川市小・中学生まちづくりアンケート

- ・調査対象：紀の川市内の公立小中学校のうち
小学校6年生515人、中学2年生525人、合計1,040人
- ・調査方法：小中学校での配布・回収
- ・調査時期：平成28年10月
- ・回収率：96.7%（配布数：1,040票、回収票1,006票）



2) 結果概要

満足しているところ：水道、自然環境、農業振興、消防体制、学校教育

不満があるところ：公共交通、就労支援・雇用創出、土地の有効利用、都市環境、商業施設・娯楽施設が少ない、商工業の振興、基盤整備

将来イメージ：自然豊かなまち、美しいふるさとしさを感じられるまち、安全・安心なまち
自慢したいところ：果物・フルーツ（桃・みかん・梅）、自然、たま駅長・ニタマ駅長

取り組んでほしい施策：災害に強いまちの形成、地域医療体制・医療サービスの充実、高齢者へのサービス充実と健康づくり、公共交通ネットワーク、子育て環境・子供の力をのばす教育

【市民意識調査】

市の取組に満足しているところ

- ・**水道水**の安定的な供給
- ・豊かな**自然環境**の保全
- ・地域の特性を生かした**農業振興**
- ・効率的で効果的な**消防体制**の整備
- ・**学校教育**環境の充実

市の取組に不満があるところ

- ・**公共交通**ネットワークの充実
- ・**土地の有効利用**と
住みよい**都市環境**の整備
- ・観光資源を発掘・活用した**観光振興**
- ・**商工業**の振興
- ・**就労支援**の充実と**雇用創出**の振興

まちづくりにとって重要度が高いもの

- ・**災害に強いまち**の形成
- ・**地域医療体制・医療サービス**の充実
- ・**高齢者へのサービス**充実と**健康づくり**
の推進
- ・公共交通ネットワークの充実
- ・**子育て**環境・体制の整備、支援

【小・中学生まちづくりアンケート】

紀の川市を好きだと思う理由

- ・**自然**が豊か
- ・生まれ育ったところ
- ・**住んでいる人**がやさしい

紀の川市を好きでないと思う理由

- ・**店**が少なく都会的でない
- ・娯楽施設など**遊べる場所**がない
- ・利用したい**公園**、
スポーツ施設が少ない

紀の川市の自慢したいところ

- ・果物・フルーツ
- ・自然
- ・桃
- ・たま駅長・ニタマ駅長
- ・みかん
- ・梅

大人になったときに

どんな「まち」になっていたらよいか

- ・**自然豊かなまち**
- ・美しい**ふるさとしさ**を感じられる
まち
- ・**安心・安全**なまち

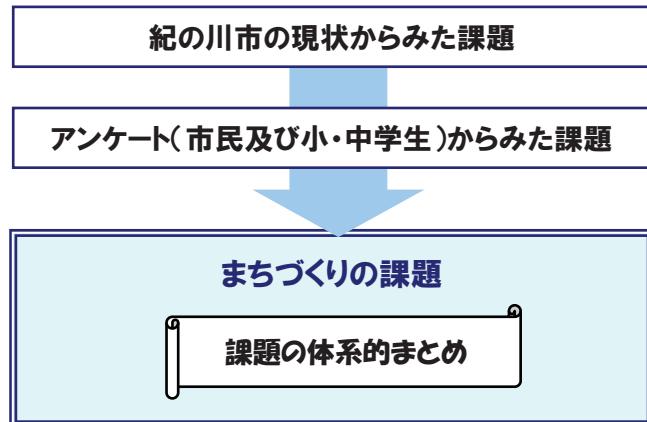
第2章 まちづくりの課題

2-1 まちづくりの課題設定に向けて

1) 基本的な考え方

まちづくりの課題の設定にあたり、紀の川市の現状から課題を抽出し、さらに、市民及び小・中学生アンケートより得られた意見からまちづくりの課題を整理します。

また、ここで得られた課題を体系的に整理します。



2-2 まちづくりの課題

項目	紀の川市の現状からみた課題	アンケートからみた課題	まちづくりの課題
位置	○ 和歌山市や大阪府に隣接し、関西国際空港にも近く、京奈和自動車道の開通にともなった、広域的立地条件の活用	—	○ 和歌山市や大阪府に隣接し、関西国際空港にも近く、京奈和自動車道の開通にともなった、広域的立地条件の活用
	○ 紀の川や平地を取り囲む山など、豊かな自然の保全・活用	—	○ 紀の川や平地を取り囲む山など、豊かな自然の保全・活用
歴史	○ 粉河寺・旧名手本陣などの文化財、医聖華佗青洲のかわりの地等の豊かな歴史や伝統の活用	—	○ 粉河寺・旧名手本陣などの文化財、医聖華佗青洲のかわりの地等の豊かな歴史や伝統の活用
	○ 人口減少や超高齢社会への対応	—	○ 歴史・文化資源を観光資源として活用
人口・世帯	○ 人口が多い打田地域、貴志川地域での対応	—	○ 人口減少や超高齢社会への対応
	○ 地域の六大半を占める豊かな自然や田畠などとの調和	○ 土地利用の有効利用と住みよい都市環境の整備	○ 人口が多い打田地域、貴志川地域やその他の駅周辺などへの土地利活用
土地利用	○ 打田地域、貴志川地域やその他の駅周辺など	○ 地域ごとに立地する各種施設の有効活用	○ 地域ごとに立地する各種施設の有効活用
	○ 建物用途の混在化の懸念	○ 身近な公園や子供の遊び場の整備	○ 身近な公園や子供の遊び場の整備
公共公益施設	○ 地域ごとに立地する各種施設の有効活用	○ 子育て環境・体制の整備、支援	○ 地域ごとに立地する各種施設の有効活用
	○ 利便性の向上と持続可能な公共交通の維持	○ 公共交通ネットワークの充実	○ 身近な公共交通の充実と公共交通の維持
交通	○ 京奈和自動車道開通によって向上した交通利便性の活用	○ 京奈和自動車道開通によって向上した交通利便性の活用	○ 京奈和自動車道開通によって向上した交通利便性の活用
	○ 第3次産業従業者が多い打田地域、貴志川地域でのまちづくりの対応	○ 商工業の振興	○ 第3次産業従業者が多い打田地域、貴志川地域でのまちづくりの対応
産業	○ 第1次産業の多い粉河・桃山・那賀地域での地域資源の活用	○ 就労支援の充実と雇用創出の振興	○ 第1次産業の多い粉河・桃山・那賀地域での地域資源の活用
	○ 歴史・自然・農産物等地域資源を活かした観光施設の有効活用	○ 観光資源を活用して観光振興	○ 商工業の振興
観光・レクリエーション	○ 観光施設の有効活用	○ 観光資源を活用して観光振興	○ 観光資源を活用して観光振興
	—	—	○ 観光資源を活用して観光振興
保育・医療・福祉	—	○ 保健・医療（施設・体制）・福祉（高齢者・その他）・健康づくりの充実	○ 保健・医療（施設・体制）・福祉（高齢者・その他）・健康づくりの充実
	—	○ 子育て環境・体制の整備、支援	○ 子育て環境・体制の整備、支援
生活環境	—	○ 住みよい都市環境の整備	○ 住みよい都市環境の整備
	—	○ 日常生活など更なる利便性の向上	○ 日常生活など更なる利便性の向上
災害	○ 自然災害への対応	○ 災害に強いまちの形成	○ 災害に強いまちの形成
	○ 国道24号の通過交通の減少による地域活力の低下への対応	○ 個性的で魅力あるまちの創出	○ 個性的で魅力あるまちの創出
個性・景観	—	○ 水・緑など自然と調和が図られた景観づくり	○ 水・緑など自然と調和が図られた景観づくり
	—	○ 地域自治・地域コミュニティの充実	○ 地域自治・地域コミュニティの充実
コミュニティ	—	—	○ 人情味のあるコミュニティの維持

第3章 まちの将来像

3-1 紀の川市の将来像(長期総合計画を踏襲)

紀の川市の『都市の将来像』、『将来人口』は長期総合計画を踏襲したものとします。

●都市の将来像

加速度的に進んでいく人口減少や急速な少子高齢化、大規模自然災害の発生リスクの上昇、経済・社会のグローバル化の進展、地球レベルでの環境問題の深刻化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方で、本市は、市民の多くが未来に託したいと考える美しい自然環境や全国トップクラスの生産量・品質を誇る果物をはじめとした豊富な農作物に加え、長年にわたり培われてきた価値ある歴史・文化、貴重な地域資源をふんだんに生かした産業など数多くの優れた魅力を有しています。

このような状況を踏まえ、本市が持つ優れた魅力を積極的に生かし、市民と行政が力を合わせてともに目指す本市の将来像を次のとおり定めます。

『人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち』

市民ワークショップや市職員ワークショップ、長期総合計画審議会において協議を重ね設定した本計画が目指す将来像には、以下のような想いが込められています。

- ・紀の川市に多くの人が訪れ、来訪者・市民間わず交流が盛んで活気にあふれるまち
- ・恵まれた自然環境、豊かな地域資源を生かした魅力あふれるまち
- ・生活している誰もが安全に安心して暮らせるまち
- ・子供から高齢者まで全ての市民がいきいきと暮らせるまち
- ・本市に関わるみんなが紀の川市に愛着を持っているまち

●将来人口

目標人口：約60,000人(2026年(令和8年))

は、長期総合計画からの引用部分を示しています。

3-2 まちづくりの方向性

これまでに示した『まちづくりの課題』や『紀の川市の将来像（長期総合計画）』を踏まえて、まちづくりの方向性を整理します。

本市は、和歌山県の北部に位置する人口約6万人、面積22,821haの都市であり、紀の川に平行して、国道24号、京奈和自動車道やJR和歌山線が本市を東西に走っています。近年では、京奈和自動車道の開通により、西は和歌山市や関西国際空港、東は奈良や京都などへの交通環境が向上しました。

本市では、これらの交通環境を活かし、粉河寺や国分寺跡などの特徴ある歴史・文化資源、四季折々の果物等の農作物、和泉山脈や紀の川等の美しい自然など各地域にある多様な地域資源を有効に活かしたまちづくりを進めてきました。

また、防災対策、子育て支援、雇用や定住対策、農作物のブランド化などの様々な取組とそれらを外に向けて発信する戦略的な取組も行っています。

今後は、本市の都市特性をさらに活かせるよう、計画的な交通網の形成や土地利用誘導により、さらなるアクセス性・利便性の向上に努め、各地域間の連携はもとより、豊富な地域資源を活かした市内外の交流促進により、地域の活力の維持・向上によって、市域全体の魅力あるまちづくりに繋げていきます。

以上より、都市計画マスタープランにおける「まちづくりの基本理念」を、『人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち』とします。

まちづくりの基本理念

『人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち』

また、具体的な「まちづくりの方向性」を次のように設定します。

●まちづくりの方向性

●各地域の特性に応じた、効率的でバランスのとれたまちづくり

多様な地域資源等の地域特性を踏まえて、用途地域や特定用途制限地域等に基づく土地利用誘導を図り、過度に市街地を拡大することなく、人口規模に応じた持続可能なまちづくりを推進します。

さらに、各地域の生活機能の維持を図るとともに各地域の連携強化を行うことで不足する機能を補い合い都市全体として効率的でバランスのとれたまちづくりを推進します。

●安心で快適な移動環境が充実したまちづくり

コミュニティバスや鉄道などの公共交通、自動車、自転車、徒歩などの多様な交通手段において、障害の有無に問わらず、子供から高齢者まで誰もが安心して快適に移動できる都市基盤や移動環境づくりに努めます。

●快適な生活環境を実現するまちづくり

人口減少や少子高齢化社会においても快適な生活環境を維持するために、各地域内の日常の買い物や医療・福祉などの利用環境の充実を図るとともに、人口減少を抑制するために子育て環境の充実や雇用の場の確保などの取組を推進します。

また、地震や洪水などの自然災害に備えた対策を進め、地域の実情を踏まえた安全・安心なまちづくりを推進します。

●活力とにぎわいのある産業が充実するまちづくり

本市の基幹産業である果物をはじめとした農業生産などの強みを活かし、特色ある地域産業の振興や観光資源の効果的な活用などによって人と人が交流するにぎわいあるまちづくりを推進します。

また、雇用の場を確保するため、京奈和自動車道の立地環境を活かし、近畿大学との連携が図れる企業など若者をはじめとした就労者のニーズを満たす企業誘致や新たな産業創出の推進を図ります。

●豊かな自然・文化(魅力)を活かしたまちづくり

粉河寺や国分寺跡など特徴ある歴史・文化資源などを多く有していることから、今後も和泉山脈や紀の川等の美しい自然環境と一体となった保全を図ります。

また、人と自然がふれあうことのできる魅力ある環境形成に努め、観光資源としての有効な活用によるまちづくりを推進します。

●交流促進による賑わいあふれるまちづくり

本市には、粉河寺などの歴史・文化資源や果物をはじめとした豊富な農作物、豊かな自然を活かしたレクリエーション施設など多様な地域資源を有していることから、これらの地域資源を観光に活用することで、市内に人を呼び込み市内外の人と人との交流を促進し、地域の賑わいや活性化につなげていきます。

●人情味あふれるコミュニティを活かしたまちづくり

本市には、伝統的な行事などを通じて人情味あふれた地域コミュニティが形成されていることから、今後も、まちづくり活動を通じてコミュニティの維持に努めるために、市民、事業者、各種団体と行政がまちづくりに関する知識や情報、将来の地域展望を相互に共有し、それぞれ適切な役割と責務を果たしながら、互いに協力し、まちづくりを進めています。



野あそびの丘

●将来都市構造図



ゾ ー ン	(1)市街地・複合ゾーン	紀の川及び貴志川沿いに形成されている河岸段丘一帯を、「市街地・複合ゾーン」として位置づけます。 「市街地・複合ゾーン」は、行政・文化・商業等の機能が集積する秩序ある良好な市街地を形成するとともに、農業生産地と集落生活環境整備を進める市街地と農地が共存する複合的なゾーンとして適正な土地利用誘導を図ります。
	(2)自然保存・ふれあいゾーン	市街地・複合ゾーンより北側と南側の森林及び点在する山間集落一帯を、「自然保存・ふれあいゾーン」として位置づけます。 「自然保存・ふれあいゾーン」は、水源かん養機能、レクリエーション機能、生物多様性の保全など森林の多面的機能を有効に活用するため、森林の自然環境保全に努めるとともに、美しい景観形成に配慮しながら、レクリエーション機能の向上を図ります。
都 市 軸	(1)広域軸	和歌山県、奈良県、京都府、大阪府間の広域的な交流・連携を担う軸として、高規格幹線道路の京奈和自動車道及び(仮称)京奈和関空連絡道路を「広域軸」として位置づけます。 「広域軸」は、関西国際空港をはじめ、広域的な都市間（大阪府、京都府、奈良県等）とのスムーズな連携強化を図ります。
	(2)連携軸	都市間の広域的な交流・連携を担う軸として、また、本市の各地域に形成される「都市拠点」や「生活拠点」の連携を担う軸として、国道24号、国道424号、国道480号、(主)和歌山橋本線、(主)泉佐野打田線、(主)泉佐野岩出線の南伸道路を「連携軸」として位置づけます。 「連携軸」は、本市の主要拠点を結び、本市の道路ネットワークの骨格をなす道路として整備を促進するとともに交通利便性の向上を図ります。
	(3)鉄道軸	本市の地域づくりと広域的な交流・連携を担う生活路線として重要な役割を果たしているJR和歌山線と和歌山電鐵貴志川線を「鉄道軸」として位置づけます。 「鉄道軸」は、公共交通の軸として、利便性の維持・向上を図るとともに、市民の利用を促進します。
	(4)水辺軸	市内の主要な河川である紀の川及び貴志川を、「水辺軸」として位置づけます。 「水辺軸」は、水と緑のうるおいある環境を保全するとともに、安全性に配慮しながら気軽にふれあえる憩いの水辺空間の形成を図ります。
拠 点	(1)都市拠点	市役所本庁舎やJR打田駅周辺の市街地を「都市拠点」として位置づけます。 「都市拠点」には、行政、商業・業務、福祉・医療等の多様な都市機能を適切に配置し、その機能充実を図ります。
	(2)生活拠点	地域ごとの中心地として、粉河、那賀、桃山、貴志川の中心地を「生活拠点」として位置づけます。 「生活拠点」は、生活利便施設の維持と生活機能の向上を図ります。
	(3)産業拠点	計画的な工業地が形成されている打田の北勢田ハイテクパークや桃山の工業団地を「産業拠点」として位置づけます。 「産業拠点」は、周辺の自然環境に配慮し、操業環境の保全を図ります。

	(4)交通拠点	交通の結節点として、JR 和歌山線の下井阪駅、打田駅、粉河駅、名手駅及び和歌山電鐵貴志川線の貴志駅を「交通拠点」として位置づけます。 「交通拠点」は、鉄道駅周辺の活性化を図るとともに、地域の玄関口としてふさわしい魅力ある景観形成に努めます。
	(5)歴史文化拠点	歴史文化の中心で都市の個性を形成する場所として、紀伊国分寺跡（歴史民俗資料館）、粉河寺、旧名手宿本陣及び青洲の里、三船神社、鞆淵ハ幡神社を「歴史文化拠点」として位置づけます。 「歴史文化拠点」は、文化振興等の環境整備を促進します。
	(6)レクリエーション拠点	広域的なレクリエーション活動の場所として、ハイランドパーク粉河、寺山及び龍門山ティクオフ基地、桃源郷運動公園、愛宕池公園及び桃源郷を「レクリエーション拠点」として位置づけます。 「レクリエーション拠点」は、来訪者の利便性や魅力の増進に向けた取組を推進します。
	(7)防災拠点	市民体育館、市民公園多目的広場（打田若もの広場）、粉河中部運動場、粉河河北緑地（粉河運動場）、粉河河南緑地、那賀体育馆、桃源郷運動公園、桃山勤労者体育センター、貴志川スポーツ公園ソフトボール場を救助活動や物資を集積するための「防災拠点」として位置づけます。

※ (主)：主要県道



オニバス



大賀ハス



ベトナムハス



平池緑地公園ハス池

第4章 まちづくりの方針

4-1 土地利用に関する方針

1) 基本的な考え方

(1) 計画的な土地利用による持続可能なまちづくり

人口減少、少子・高齢化社会が進む中で、空き家・空き地の増加などによる市街地の空洞化などが懸念されます。将来にわたり市民が安心して暮らし続けられるよう、未利用地の有効活用も含め計画的な土地利用の規制・誘導を図り、持続可能なまちづくりを推進します。

現行の用途地域指定区域の土地利用においては、現行用途地域を基本としながら、計画的な土地利用の誘導と自然環境及び周辺環境との調和を図り、良好な市街地の形成に努めるものとします。

ただし、社会経済情勢等の変化に伴い、土地利用の現状と指定された用途地域に不整合が生じる場合には、適切な見直しを検討します。

(2) 地域ごとの良好な生活環境の形成

都市拠点や地域拠点においては、地域の特性を活かしながら必要な機能を適切に配置し、身近な生活の場としての拠点性を高め、今後も暮らしやすい環境づくりを推進します。

学校や公営住宅などの既存の公共施設等については、今後、限られた財源の中で、効果的・効率的な維持管理が必要となるため、各地域の状況や全市的な視点なども考慮し、定期的な改善に取り組みます。

(3) 自然環境の保全・活用

一団で存在する農地は、基幹産業である農業を推進する上で重要であるため、優良農地として保全していきます。また、耕作放棄地や遊休地などは、農地の再編等を促進し効率的な営農環境の維持を図るとともに、地域の実情に応じて、観光や環境学習、レクリエーションの場としての有効活用を促進します。

また、森林は、水源かん養機能、生物多様性保全、レクリエーション機能など多面的な機能を有することから、森林の保全と適切な活用を図ります。

2) 主要な用途の配置の方針

(1) 商業地

① 都市拠点商業地

商業施設や業務施設が比較的多く見られる打田の市役所周辺や広域的な商業サービス施設が多く立地する国道24号沿道一帯を、本市の中心となる都市拠点商業地として、用途地域（近隣商業地域）を基本とした規制誘導を図り、日常的な商業サービス機能や多様な商業サービス施設、行政機能、業務機能の充実に努めます。

また、本市の中心地であることから、人が集まり、賑わいのある魅力的な商業地の形成を図ります。

② 生活拠点商業地

粉河の国道24号から北側の(主)粉河加太線沿道、那賀の名手市場一帯、桃山の桃山支所一帯、貴志川の貴志川支所一帯、打田の国道24号から紀の川ICまでの(主)泉佐野打田線沿道を、生活拠点商業地として、生活に必要な日用品や食料品など地域の日常的な商業サービス機能を提供できる店舗等の立地誘導を促します。

特に、建築物の密集度が高く市街地の形成が見られる貴志川支所一帯は、用途地域（近隣商業地域）を基本とした規制誘導を図り、生活拠点としての機能充実を図ります。

(2) 住宅地

① 専用住宅地

貴志川の丘陵地等の大規模な住宅造成地は、戸建ての低層住宅が多く良好な住環境が形成されています。

今後も他の用途の混在を防止し良好な住環境の保全、形成のために、地域住民の意向を踏まえながら、地区計画等の制度を活用し、魅力的な住環境の維持・向上に努めます。

長山団地においては、低層住宅地として整備されており、今後は、建替え更新なども見据え、低層住宅地として良好な環境を維持・保全していくために用途地域（第二種低層住居専用地域）を基本とした規制誘導を図ります。

② 一般住宅地

既に住宅や店舗、工場等の用途が混在している旧街道沿い及びJR和歌山線の駅周辺の既成市街地においては、地場産業等と住環境の共存、周辺の田園環境との調和、生活安全性の確保等に配慮した住宅地の形成に努めます。

JR打田駅及び貴志川支所の周辺部は、住宅が多く立地しその集積度も比較的高い状況が見られるため、用途地域（第二種住居地域）を基本とした規制誘導を図り、良好な住宅地としての住環境を守ります。

③ 農地共存住宅地

主に、田畠などの農地や集落などが見られる平野部や丘陵部においては、生活道路の改善や下水道の整備など生活空間としての利便性や快適性の向上を図り、集落のつながりを守ることで、地区ごとのコミュニティの維持に努めます。

(3) 工業地

① 専用工業地

打田の北勢田ハイテクパークや桃山の工業団地は、計画的な工業地が形成されていることから、今後も工業地としての操業環境を維持していきます。

また、事業者の事業拡大等に伴う工業用地の拡張などが必要となった場合には、周辺の自然環境等に配慮しながら、柔軟な土地利用誘導を図ります。

京奈和自動車道など県内や近隣府県の高速道路ネットワークの整備に伴う企業進出の実績等を踏まえ、新産業や環境・福祉・情報など成長が期待される分野などの企業の誘致を促進するため、工業用地としての適地を調査し、新たな工業用地の確保を検討します。

② 一般工業地

打田の広野地区、粉河の長田中地区、桃山の北島地区及び宮垣内地区、貴志川の神戸地区及び前田地区は、大規模工場が分散立地しており、周辺の住宅地や集落、田園環境などを阻害する懸念があります。また、工場周辺に住宅が立地すると工業機能に支障を及ぼすことから、住工用途の混在が起こらないよう、計画的な工業地の形成を促します。

事業者の事業拡大等に伴う工業用地の拡張などが必要となった場合には、周辺の住宅地や集落、田園環境等に配慮しながら、柔軟な土地利用誘導を図ります。

③ 沿道商工業地

粉河、那賀の国道24号沿いは、駐車場を持つ商業施設等が立地しています。今後は、周辺の住環境に配慮しながら、国道沿いという利便性を活かした沿道サービス施設等の土地利用を促します。

(4) 自然環境保全地

森林及び点在する山間集落一帯を、緑豊かな自然の保全とふれあいを図る「自然環境保全地」として、水源かん養機能、レクリエーション機能、生物多様性の保全など森林の多面的機能を有効に活用するため、森林の自然環境保全に努めるとともに、美しい景観形成に配慮しながら、レクリエーション機能の向上を図ります。

また、森林等の緑地に対しては、グリーンインフラとしての機能に着目して、森林の利活用を図ります。

(5) 用途地域及び特定用途制限地域を基本とした土地利用誘導

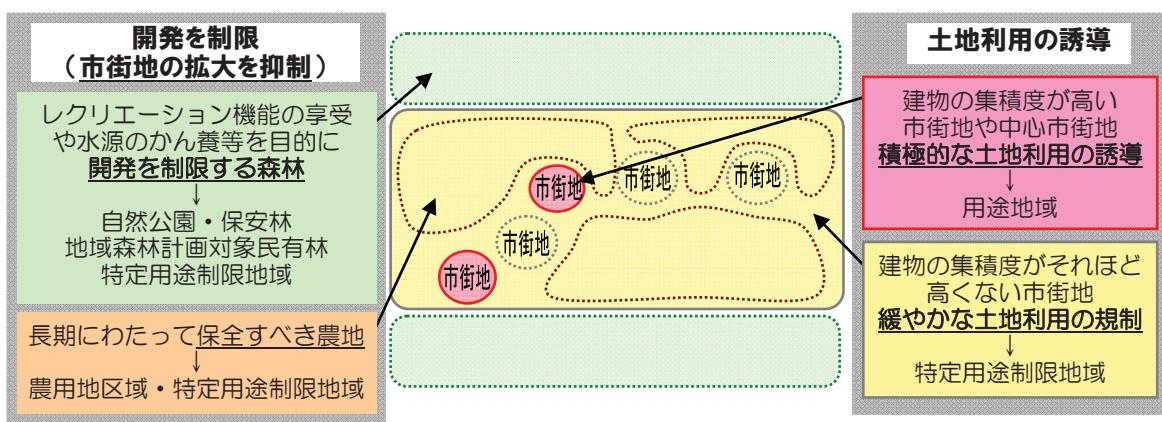
国道24号や(主)泉佐野打田線沿道を含むJR打田駅周辺、貴志川支所周辺、長山団地においては、用途地域を基本とした適切な土地利用誘導を図ります。

また、粉河、那賀及び桃山の市街地においては、新築などの開発動向も打田や貴志川と比べると低いことから、用途地域の指定ではなく、特定用途制限地域により、農地等の自然環境と一体となった良好な環境の維持保全を図ります。

さらに、農地や山林が大部分を占める市街地の背景部においても、特定用途制限地域による自然環境の保全を図ります。

今後、用途地域内の都市的土地区画整理事業が進み、利活用用地が不足してきた場合には、社会経済情勢や開発動向等を踏まえながら、用途地域の拡大見直しを検討します。

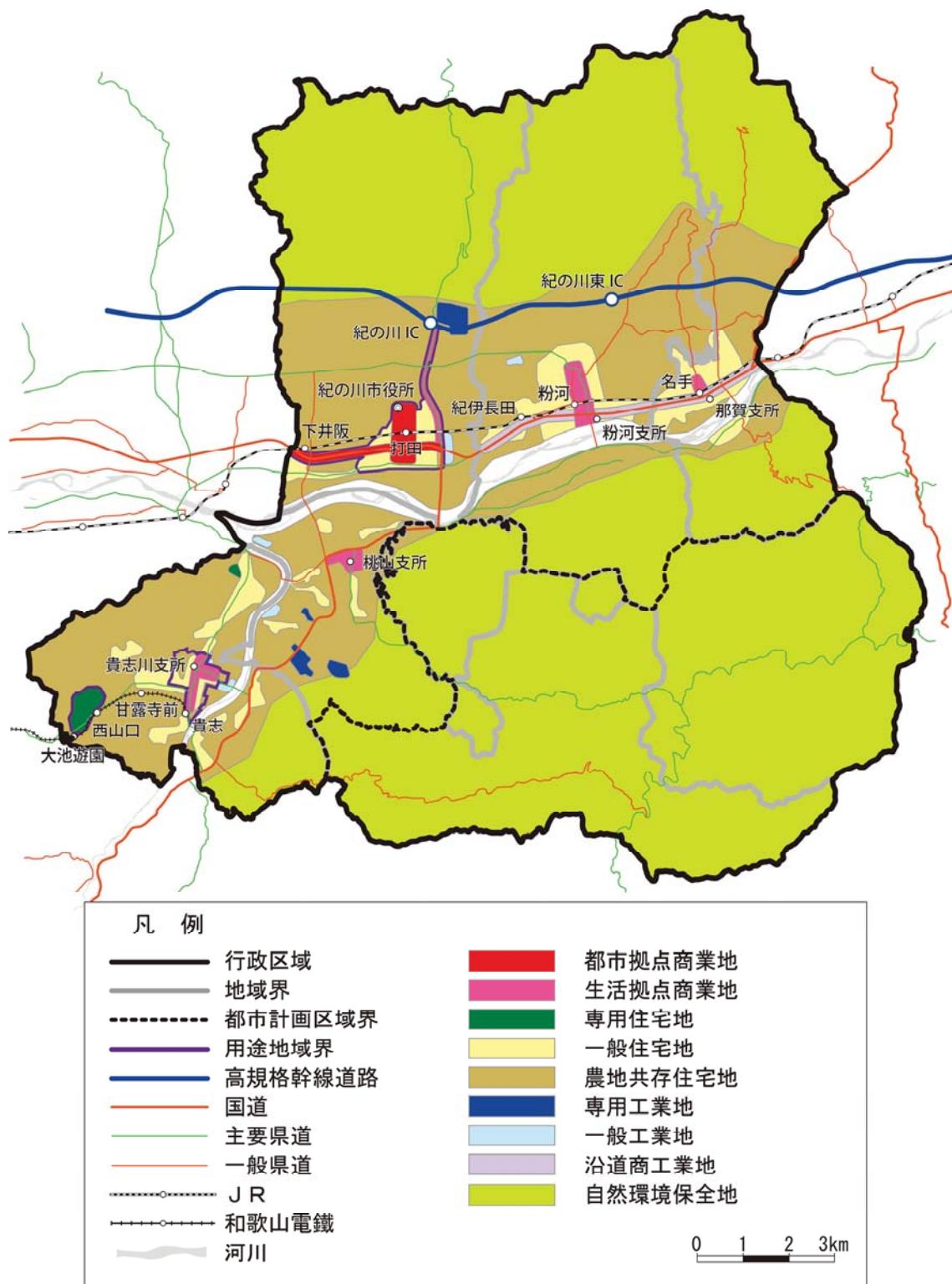
【参考：紀の川市における土地利用の規制誘導のイメージ】



(6) インターチェンジ周辺の土地利用誘導

紀の川インターチェンジ及び紀の川東インターチェンジ周辺については、京奈和自動車道の開通により、今後、土地利用転換の需要が高まる可能性があることから、農林業等との健全な調整を図りながら、今後の土地利用を検討します。

●主要用途配置方針図



4-2 都市施設の整備に関する方針

1) 基本的な考え方

広域的な交流や移動を支えるための高規格幹線道路や幹線道路網の充実、地域ごとの生活環境の向上を図るため、歩いて暮らす、安心して移動できる交通ネットワークの充実、生活に密着し地域コミュニティの活動の場である街区公園等の整備推進、下水道の整備推進、上水道の維持管理等を推進していきます。

また、地域ごとに有する体育館等既存施設の適正な維持保全を行うほか、「公共施設マネジメント計画」に基づき、目標人口6万人に見合った施設の集約や充実などについて検討します。

都市施設の整備においては、子供からお年寄りまで、安全で安心して利用できるようバリアフリーに配慮した整備を図ります。また、住民はもとより来訪者にもわかりやすく、使いやすい施設となるよう都市施設環境の充実に努めます。



京奈和自動車道

2) 交通施設の整備に関する方針

(1) 基本的な考え方

広域的な交流や社会生活を支える広域連携道路の機能充実を図るとともに、それを補完する都市間連絡道路や都市内連絡道路の整備を推進します。これらの交通網においては災害時や緊急時の避難・輸送ルートの確保に努めます。さらに、豊かな地域資源を相互に結び、回遊性を創出するネットワークの形成に努めます。

地域ごとでは、生活基盤として、市街地内の道路網を機能的に配置し、良好な環境や景観の形成に配慮するとともに、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。

また、超高齢化社会の進行により高齢者の移動手段の確保は大きな社会問題となっており、本市でも高齢者や障害者の移動手段の確保は重要であり、バスや鉄道等の公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、旧町域をまたぐ地域間の移動のしやすさ、バスと鉄道軸との結節強化に努め、公共交通機関の利用を促します。

(2) 主要な施設の配置と整備の方針

【道路】

① 広域連携道路

京奈和自動車道、(仮称)京奈和関空連絡道路、国道24号、国道480号、国道424号、(主)泉佐野打田線、(主)泉佐野岩出線の南伸道路、(主)和歌山橋本線を広域的な交流・連携を担う道路として配置します。また、京奈和自動車道と国道24号を結ぶ道路として、(都)粉河馬宿線、(都)北長田粉河線、(都)馬宿名手市場線を配置します。

広域連携道路は、交通基盤の整備により広域的なアクセス性の維持・向上を図り、物流効率の向上、交流の促進、災害時の連携機能強化に努めます。

(仮称)京奈和関空連絡道路については、県や関係機関と連携し国への働きかけを行うとともに、市民や地域、地元企業の理解・協力を得ながら、早期実現に向けた取組を推進します。また、(主)泉佐野打田線の4車線化を推進するとともに、(主)泉佐野岩出線の南伸についても関係機関と連携し推進します。

② 都市間連絡道路

(主)かつらぎ桃山線、(主)高野口野上線、(主)粉河加太線、(主)岩出野上線、(主)和歌山打田線((都)井阪黒土線)、広域農道(紀の川地区、紀の里地区)については、広域連携道路を補完し都市間の各拠点を連絡する道路として配置します。

都市間連絡道路は、現道拡幅、交差点改良、交通安全施設の整備など地域の実情に応じた必要な整備を促進し、都市間の連携強化に努めます。

※ (都)：都市計画道路

③ 都市内連絡道路

(都)東国分打田線、(都)本町線、(都)猪垣粉河線、(都)松井石町線、(都)名手市場名手西野線、(都)名手市場線、(都)那賀名手市場線については、都市間連絡道路を補完し都市内の各拠点を連絡する道路として配置します。

都市内連絡道路は、定期的な点検、計画的な補修による効率的な維持管理を推進し、自動車や歩行者等の日常生活の利用や災害時の利用における安全性の確保に努めます。

④ 駅前広場等

交通拠点となる JR 和歌山線の下井阪駅、打田駅、粉河駅、名手駅及び和歌山電鐵貴志川線の貴志駅は、鉄道・バス・自家用車等の多様な交通の結節地であることから、円滑な交通処理とともに、バリアフリーや案内サインの設置など誰もが使いやすく、魅力あふれる快適な駅前広場の環境の充実に努めます。

また、自動車へ過度に依存しない交通体系の形成に向け、自動車利用者の公共交通機関への転換を促すために、パークアンドライドが可能な駐車場や駐輪場を駅周辺に整備し、利用を促します。

⑤ 計画的な都市計画道路の整備

都市計画道路の未整備箇所を含め、今後、必要性や実現性等を踏まえ、関係者と十分な調整を図りながら全市レベルでの道路網の見直し検討を行います。

道路網の見直しの後、都市計画道路の見直しや整備を進め、利便性と安全性の高い都市活動の促進につなげます。

【公共交通機関】

⑥ 鉄道

市内には、JR 和歌山線、和歌山電鐵貴志川線が走っており、広域的な交流・連携を支えている公共交通網となっています。

また、鉄道は、住民や来訪者の交通手段として重要な役割を担っており、今後も、運行の維持と鉄道サービスの充実を図るよう鉄道事業者や関係機関と協力しながら、利便性の維持・充実に努めます。

⑦ バス

バスは、生活に密着した公共交通機関であり、子供や高齢者等の交通弱者にとって重要な移動手段となっています。乗継拠点となるバス停や買物施設などの利用者の目的地となる施設を交通の結節点として整備することで、利用者の利便性を高め利用を促します。

また、道路路線の破損等により、コミュニティバスが正常に運行できない場合には、迂回路の設定、又は、一部運休にするなど、可能な範囲で運行の継続に努めます。



紀の川コミュニティバス

(3) 主要な施設の整備目標

配置と整備の方針において示した施設で、優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する主な施設は、以下のとおりとします。

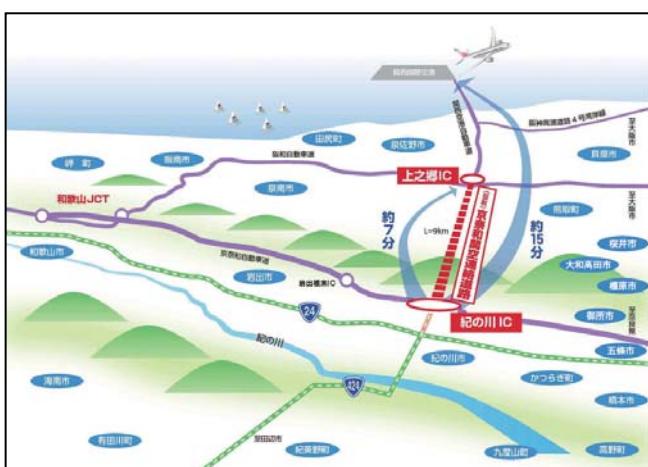
●10 年以内に整備することを予定する主な施設

種別	名称	備考
県道	(主) 泉佐野打田線	(都) 打田重行線 [打田]
	(一) 荒見粉河線・(一) 粉河寺線	(都) 松井石町線 [粉河]
駅前広場 駐車場・駐輪場	JR 和歌山線各駅前	[打田・粉河・那賀]

※(一)：一般県道

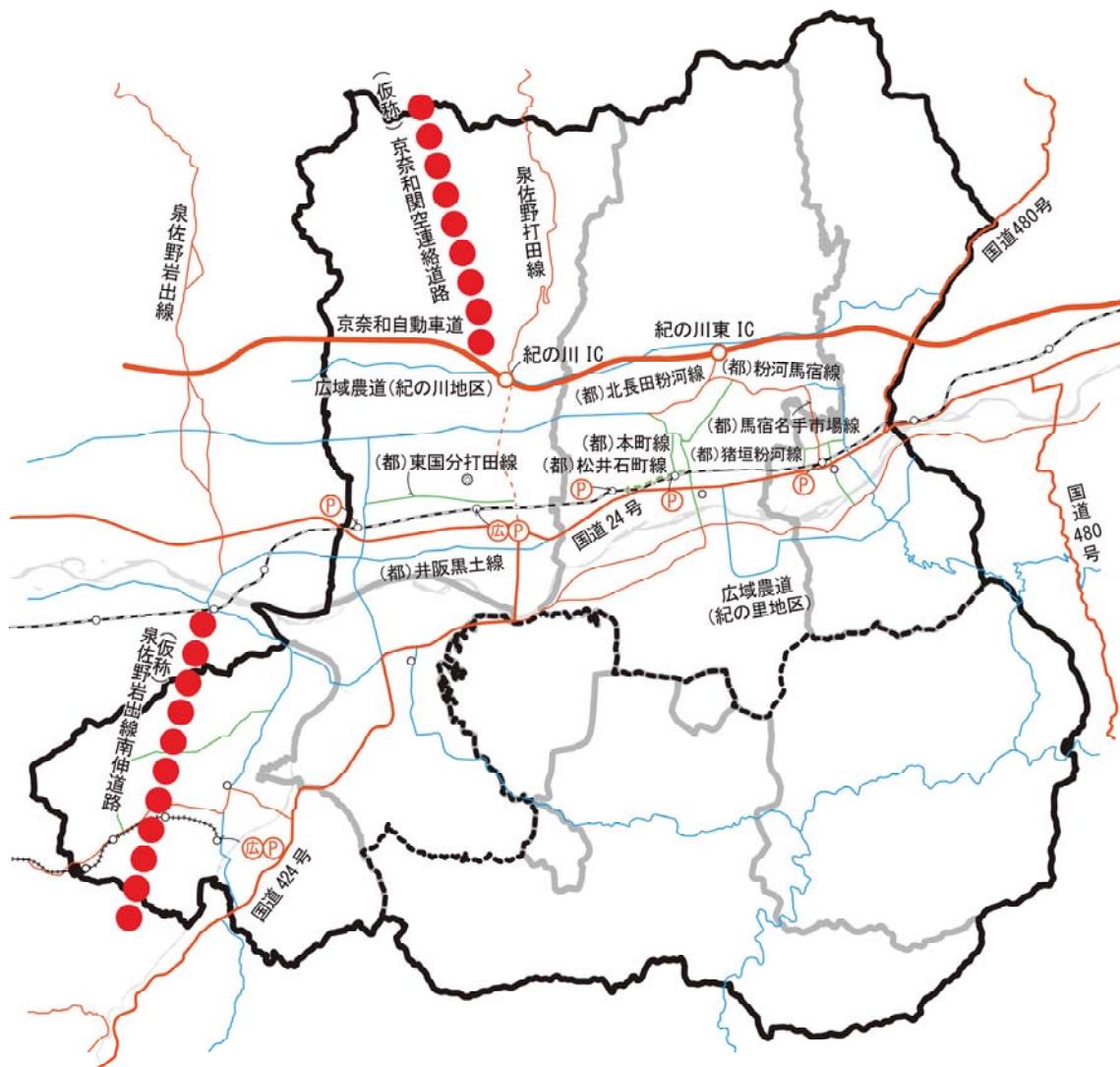
●長期にわたって整備を検討する主な施設

種別	名称	備考
国道	京奈和自動車道	4 車線化
	(仮称) 京奈和関空連絡道路	[打田]
	(仮称) 泉佐野岩出線南伸道路	[貴志川]



(仮称) 京奈和関空連絡道路パンフレット

●交通施設整備方針図



凡 例	
—	行政区域
—	地域界
- - -	都市計画区域界
- - - ○ - - -	J R
- - - ○ - - -	和歌山電鐵
—	河川
10年以内に整備予定 長期構想	
	広域連携道路
	都市間連絡道路
	都市内連絡道路
	駅前広場
	駐車場・駐輪場

0 1 2 3km

3) 公園・緑地整備の方針

(1) 基本的な考え方

公園・緑地については、レクリエーション、災害時の避難、環境の保全及び景観の向上のための公共空地として、今後も整備及び維持管理の充実に努めます。市民によるおいと安らぎを提供する公園・緑地は、地域のニーズを踏まえ、施設の充実・整備を図ります。

身近な広場や市民の憩いの場となる空間については、市街地内の空地等を活用するなど地域と連携して確保していきます。

また、公園・緑地の新設や再整備にあたっては市民が親しみをもって活用できるよう、公園の計画段階から整備・維持管理まで、市民が参画できる機会を創出します。

(2) 主要な施設の配置と整備の方針

① 公園

地区公園として、紀の川市民公園、愛宕池公園、桃源郷運動公園、近隣公園として、秋葉山公園、街区公園として、古和田公園、東国分公園、西井阪公園、西元町公園、王子公園、名手公園を配置しており、今後は、紀の川市公園施設長寿命化計画に基づき、予防保全及び事後保全による効果的、効率的な維持管理を推進します。維持管理については、地域組織や各種団体等との連携により定期的な点検に努め、安全な公園利用と適切な維持管理に取り組みます。

また、近年、多発する大規模災害への備えとして、地域の実情を踏まえた上で、防災機能を備えた公園の整備を検討し、市街地における防災機能の向上に努めます。

② 緑地

緑地としては、粉河の粉河河南緑地と粉河河北緑地、貴志川の平池緑地を配置し、適正な維持管理及び利用を促進します。

粉河河南緑地と粉河河北緑地は、紀の川の河川敷にグラウンド等を有しており、スポーツ・レクリエーションの場として、市民に親しまれています。今後もレクリエーション利用を促進します。

平池緑地は、県下最大級のため池であり、古墳などの歴史的資源を有し、古代のバス「大賀バス」やベトナムから寄贈された「ベトナムバス」を鑑賞でき、「和歌山の朝日・夕陽 100 選」に選定されるなど、多様な魅力を持っています。また、ベトナムバス・大賀バス観蓮会やイルミネーション等のイベントも行われており、市民のみならず市外から多くの来訪者が訪れており、今後も魅力ある緑地として、地域組織や各種団体等との連携による維持管理を促進します。

(3) 主要な施設の整備目標

配置と整備の方針において示した施設で、優先的に概ね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する主要な施設は、以下のとおりとします。

●10年以内に整備することを予定する主要な施設

種別	名称	備考
公園	防災公園	整備箇所については、必要に応じ今後検討を行う。



紀の川市民公園



秋葉山公園



愛宕池公園



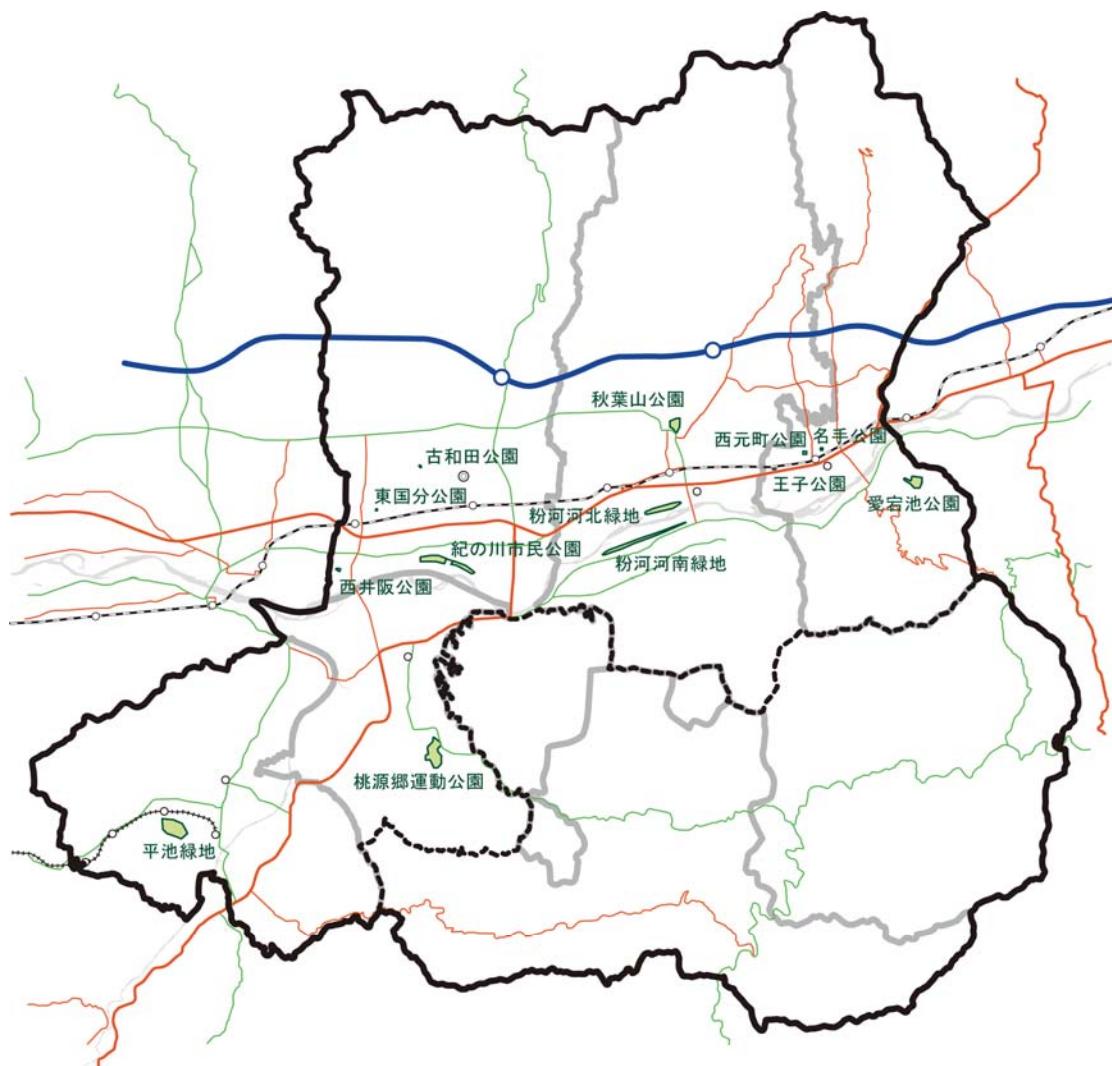
桃源郷運動公園



平池緑地公園



●公園・緑地配置方針図



凡 例

- 行政区域
- 地域界
- - - 都市計画区域界
- 高規格幹線道路
- 国道
- 主要県道
- 一般県道
- JR
- 和歌山電鐵
- 河川

公園・緑地

この図は、都市公園・都市緑地のみを表示している。

0 1 2 3km

4) 上下水道・河川整備の方針

(1) 基本的な考え方

上下水道・河川については、良質で安定的かつ安全な水質保全及び生活環境の改善、市街地の浸水防除を目的として、今後も未整備箇所の整備及び適切な維持管理の充実に努めます。

特に、公共下水道については、積極的に整備を推進し、本市のシンボルである紀の川や貴志川の水質改善に努めます。整備においては、「公共施設マネジメント計画」に基づき、適切な建設投資及び施設の効果的、効率的な維持管理に資するストックマネジメントの取組を進めています。

(2) 主要な施設の配置と整備の方針

① 上水道

上水道は、未整備箇所の整備推進、送配水管や浄水施設など老朽化した施設の計画的な更新を図るとともに、大規模地震などに備えて、浄水施設や配水池などの耐震化等適正な維持管理を行います。

② 公共下水道

良好な生活環境の実現に向けて、未整備地区の整備促進を図り普及率の向上に努めるとともに、啓発等により接続（水洗化）の促進を図ります。

また、施設の計画的な更新や修繕を行い、適正な施設の維持管理を図ります。



那賀浄化センター

③ 農業集落排水及び合併処理浄化槽

桃山の善田地区及び貴志川の西山地区においては、整備は完了しているため、整備区域内の接続（水洗化）を促進するとともに、集落排水施設の公共下水道への接続による効率的な管理運営を検討します。

また、公共下水道や農業集落排水より合併処理浄化槽での対応が効果的・効率的な地域においては、合併処理浄化槽の設置費用の助成により設置を促進します。

④ 河川

河川は、流域全体の治水・利水・環境を考慮して、国・県とともに河川改修を推進し、災害に対する河川の安全性を高めるため、浚渫、河川敷内の樹木の伐採、護岸や堤防の点検など適切な維持管理を行います。

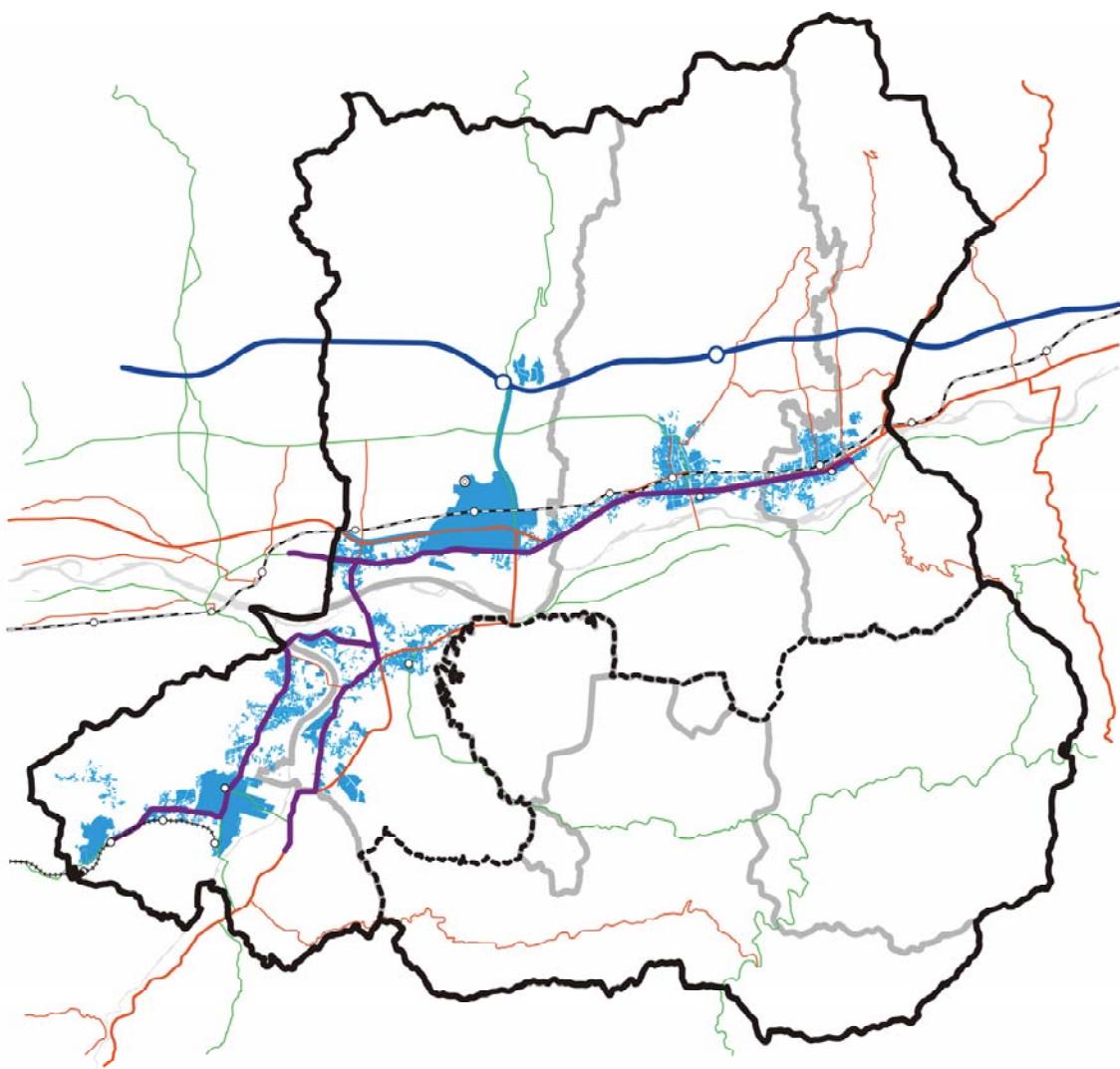
また、河川は、連続した公共空間であり、市民が集い、安らぐ場所でもあることから、河川へのアクセス性の改善や親水空間の確保に努めます。

紀の川における無堤区域については、早期築堤に向け、継続して国に働きかけるとともに、地元地区の理解と協力を得られるよう推進します。



きしへの里公園

●下水道整備方針図



凡 例

- 行政区域
- 地域界
- 都市計画区域界
- 高規格幹線道路
- 国道
- 主要県道
- 一般県道
- J R
- 和歌山電鐵
- 河川

下水道 計画区域

流域下水道幹線

下水道は、対象区域の外枠を示す。
(農地等の処理区域以外も含む)

0 1 2 3km

5) その他の都市施設整備の方針

(1) 基本的な考え方

市民の健康で文化的な都市生活環境の向上のために必要な供給処理施設、教育・文化・行政施設及び厚生・福祉施設等の都市施設については、「公共施設マネジメント計画」に基づき、施設の維持管理、耐震化を含めた更新を計画的に進めるほか、施設の集約等にも取り組み、適正な施設の再編と利活用の推進を図ります。

また、施設の利活用については、住民サービスの向上を基本としながら、民間活力の活用を図り、効率的・効果的な管理・運用を行っていきます。

(2) 主要な施設の配置と整備の方針

① 供給処理施設

ごみ処理施設として、海南市、紀の川市及び紀美野町の2市1町により設立された紀の海広域施設組合は、エネルギー回収推進施設並びにマテリアルリサイクル推進施設からなる紀の海クリーンセンターを建設し平成28年3月から供用を開始し、広域処理体制が整えられています。今後も施設を安定的に運営、管理し、循環型社会の構築に向けた環境の整備と保全、それに伴うエコ事業の推進など、次世代に残したい安全、安心な暮らしづくりに努めます。

斎場においては、五色台広域施設組合へ加入し、令和元年度より市内全ての火葬場を五色台聖苑葬祭場へ集約化しています。今後も組合と連携し管理・運営を行っていきます。

② 教育・文化・行政施設

少子化の影響により、児童・生徒数が緩やかに減少していることから、児童・生徒数に応じた適正な規模の学校配置を図るための検討を進め、必要に応じて校舎等の新増改築や統廃合を進めていきます。

また、学校の長寿命化を図り、時代に即した快適な学習環境の整備、施設の機能向上についても検討していきます。

各地域における子育ての支援を行うためには、子育て支援センターやファミリーサポートセンターの機能充実と円滑な運営を促します。

生涯学習施設や体育施設は、適正な維持管理を行い、施設の活用を促します。

図書館サービスについては、移動図書館の運行や読書スペースの整備により、市内全域における読書活動の推進を図ります。

③ 厚生・福祉施設

公立那賀病院を中核病院として、那賀休日急患診療所を、地域の一次救急として位置づけ、機能強化と施設の適正な維持管理を促します。

また、鞆湊地区などのへき地医療を担う鞆湊診療所については、出張所との複合施設として建替えを行います。医療機関の乏しい山間地域においても、地域巡回バスを利用した地域医療体制の構築に努めます。

このほか、高齢者福祉施設、子育て支援施設、障害者自立支援施設等、その他既存施設の適正な維持管理に努めます。



紀の川市立荒川中学校

4-3 自然的環境及び歴史的資源の保全等の方針

1) 基本的な考え方

本市の市街地からは、国定公園や県立自然公園に指定された緑豊かな山地を眺めることができ、紀の川、貴志川、果樹園地等自然的環境が市街地に近接していることから、うるおいのある市街地景観を有しています。市街地部では、粉河寺、旧名手宿本陣、紀伊国分寺跡など歴史的資源も豊富に残っています。

これらの本市が有する特色ある景観や歴史・文化を守り、次世代に継承し、個性あるまちづくりと調和のとれた緑地保全、良好な生活環境を確保していきます。

また、周辺都市との連携を図り、本市の自然的環境や歴史的資源の共同PRや共同イベント等の開催により、自然的環境や歴史的資源の魅力の向上に努めます。

2) 自然的環境及び歴史的資源の保全等の方針

(1) 自然的環境

① 山林・農地の保全と活用

市街地から望むことができる山地は、国定公園、県立自然公園のほか、保安林や地域森林計画対象民有林にも指定されています。また、山腹部から平野部にかけた広い範囲に農用地区域が指定されており、山林や農地の保全が図られ、本市の基幹産業を支えています。

しかし、近年、林業や農業従事者の高齢化や担い手不足により管理が行き届かなくなり、山林や農地の環境保全が課題となっています。

そのため、農村環境計画に基づき、地域の自然環境の維持・保全・調和を図りながら、農業農村整備を推進し、農業経営基盤の安定化を図ります。

また、森林が持つ多面的な機能を向上させるため、森林整備計画に基づき、人工林の間伐や林道の維持管理など適正な森林整備を図ります。

今後も、緑豊かな森林や農地などの自然的環境を保全し、美しい山なみや田園風景の保全、レクリエーション等への有効な活用を図っていきます。

② 河川空間の確保と活用

河川については、紀の川や貴志川など地域のシンボル的な河川が流れしており、連続した身近な公共空間としてとらえ、市民が集い、安らぐ場所として自然環境に配慮しながら、親水空間の確保に努めます。

また、河川緑地の適正な維持管理を推進することで、良好な景観の維持、レクリエーション等への有効な活用を図っていきます。

(2) 歴史的資源

① 歴史的資源の保全と活用

市街地部に残る粉河寺や旧名手宿本陣等の歴史的資源について、適正な維持管理を促し、これら歴史的資源とその周辺の市街地が一帯となって、魅力を向上するための市街地のあり方について検討を行い、交流とにぎわいのある市街地の形成に努めます。

また、無形民俗文化財の粉河祭など特徴ある伝統文化や伝統行事の保全・継承に努めると共に、人と人との交流促進による地域の賑わいや活性化の促進に努めます。

② 歴史的資源等のネットワーク化

粉河寺、旧名手宿本陣、紀伊国分寺跡など市内に点在する豊富な歴史的資源においては、市民や来訪者が訪れやすい環境整備に努めるとともに、果物などの豊富な農産物や自然豊かなレクリエーション施設などとも連携を図ることで、交流促進につなげていきます。



紀の川での段引き釣り



葛城山



稚鮎

4-4 市街地整備等の方針

1) 基本的な考え方

今後も、自然環境を活かした住みよい市街地を形成していくためには、快適な住環境の確保や災害への備えなど安全性の確保が重要です。

地域ごとの旧来からの中心地を中心に、生活利便施設の確保、交通ネットワークの形成、歩行空間の安全確保、災害対策などの整備を効果的・効率的に推進し、安全・安心でにぎわいある市街地整備を進めています。

2) 市街地整備の方針

将来都市構造で位置づけた都市拠点や生活拠点は、商業、福祉・医療、教育等の身近な住民サービス機能を有する施設を適切に配置し、地域内の道路整備や公共施設の整備等を推進し、人・もの・情報が集う地域の中心としての機能維持と向上を図ります。

また、将来人口の予測も踏まえ、過度な市街地の拡大は抑え、空き地などの未利用地を有効に活用し適正な市街地規模を検討しながら、土地区画整理事業や地区計画等の手法の活用も検討し秩序ある市街地形成に努めます。

(1) 商店街の活性化

商工会やNPO団体等による商店街の空き店舗の有効活用などの取組を促すほか、商店街と公共交通、観光資源などのネットワーク化を図ることにより、市民の利便性向上や来街者の利用にも配慮した商店街の形成に努めます。

(2) 市街地環境の形成

市街地において良好な環境を形成するため、地域の実情に応じて、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画等の導入についても検討を行います。

密集市街地等においては、空き地等の空間を利用し、生活道路の拡幅や地域交流の場としての活用に努めます。また、災害時には、避難地として活用するなど、災害時を考慮した市街地形成に努めます。

(3) 総合的なまちづくりの推進

主要な駅周辺においては、良好な市街地を形成するための空き地等の未利用地などを効率的に活用し、道路や公園の整備など総合的なまちづくりを推進します。その他、良好な道路ネットワークを構築するための総合的な道路整備を推進します。

インターチェンジ周辺においては、広域的な視点を踏まえ、産業振興や地域振興の観点から農林業等との調整を図りながら今後の土地利用を検討し、土地利用転換を図る場合には適切な基盤整備を図ります。

3) 住環境に関する整備の方針

住宅は、人生の大半を過ごす、欠くことのできない生活基盤であり、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間、個人の私的生活の場です。また、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点、都市や街並みの重要な構成要素、安全、環境、福祉、文化といった地域の生活環境に影響を及ぼす要素であるなど、豊かな社会形成する上で重要な要素であり、社会的性格も有しています。

今後は、紀の川市住宅マスターplanにおける基本理念等を継承しつつ、第2次紀の川市長期総合計画に則り、整備を推進します。

(1) 豊かな自然環境と調和する住環境づくり

本市は、水と緑の豊かな美しい自然環境に恵まれており、その中で育まれてきた、ゆつたりとした住まいや暮らしが本市の特徴といえます。しかし、人口減少、少子高齢化、価値観やニーズの多様化・高度化など社会情勢の変化等により、その住まいや暮らしの継承が難しくなっています。

社会情勢の変化等を踏まえ、紀の川市らしい住まいや暮らし方を見直し、誰もが誇りと愛着を持つことができる暮らし方を次の世代へつなぎ、豊かな自然環境と調和した住環境づくりに努めます。

(2) 魅力ある住宅づくりと住宅ストックの活用

住宅ストックは量的に充足し、質的にも一定の水準が満たされてきており、今後は、より一層の質の向上が求められています。また、市内には、多くの空き家があり、今後、人口減少の影響から、さらに空き家が増加すると予測されています。

今後は、防災や防犯の視点のもと、耐震化の促進を図るなど安心して暮らせる良質な住宅づくりに努めるとともに、空き家等対策計画に基づき、空き家の適切な管理の促進を図ります。また、移住促進ポータルサイトや「わかやま空き家バンク」等を通じて利用希望者等への情報提供を行い、空き家所有者と利用希望者のマッチングを促進し、空き家の利活用に努めます。

(3) 高齢者から若年層、子育て世帯まですべての人が暮らし続けられる住環境づくり

少子・高齢化の進展や単身世帯の増加などにより、今後は、更なる生活様式の多様化が考えられることから、すべての人が安全かつ快適に暮らせるよう、多様なニーズを踏まえ、ライフステージに合わせた生活環境づくりに努めます。

(4) 公営住宅の活用方法

公営住宅は、今後の社会情勢の変化に対応していくため、平成20年3月策定の「紀の川市住宅マスターplan」の団地別の活用方針(88ページ)については、公営住宅長寿命化計画に基づき、改修工事、用途廃止、集約建替えなどを行い適切な維持管理に努めることを今後の団地別の活用方針とします。

4) 都市防災対策の方針

今後発生が予測されている南海トラフ地震や中央構造線断層帯による地震、多発する集中豪雨等による災害を未然に防ぐため、また、被災したとしても人命が失われないことを重視し災害時の被害を最小化するために、災害に強いまちづくりや都市基盤整備をソフトとハード両面から取組を推進します。

(1) 自然災害の防備

市街地の南北に広がる森林は、水源かん養や山地災害の防止などの機能を有していることを踏まえ、山林の保全・育成を図ることにより、森林の保水力の向上に努め、災害の抑制に努めます。特に、保安林区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等災害の危険性が高い区域として指定されている区域においては、災害防止のため開発を規制し、未指定箇所の新たな指定を推進します。

また、土砂災害防災対策として、危険箇所を市民へ公表・周知し、当該地域の巡回警戒と避難体制の整備などの対策を促進します。

治水対策としては、関係機関と連携しながら河川の浚渫や改修を促進し、河川の排水機能の強化により浸水被害の防止を図ります。

(2) 都市災害の防備

災害時における、建築物の延焼や倒壊を防ぐため、建物の防火性能・耐震性能の向上に努めます。また、避難路や避難場所・災害復旧用地の確保に努めます。避難路等の沿道建築物についても耐震・不燃化の向上を促し、円滑な避難・救助活動を支えるネットワークを確保します。

(3) 防災拠点等の強化

市役所等の防災拠点、公民館や学校等の避難所などにおいては、災害時に迅速な対応が図れるよう防災拠点等の機能強化を図ります。

(4) 防災施設などの計画的な整備

地域の消防器具庫や防火水槽などの消防施設は、老朽化や耐用年数切れによる修繕や更新を計画的に推進します。

また、備蓄食料等や新たに配備すべき資機材及び、それらを保管しておく倉庫等の整備を計画的に推進します。

(5) 防災体制の強化、防災意識の醸成

災害対策は、施設整備だけでは困難であるため、今後も引き続き紀の川市消防団等の関係機関と連携を図り、「紀の川市地域防災計画」に基づく防災体制の強化を図るとともに、避難訓練や講習会などにより市民の防災意識の醸成や防災リーダー等の人材育成を推進します。

5) 環境と共生するまちづくりの方針

環境にやさしく持続可能なまちを形成していくために、地球温暖化対策と連携しながら、自動車交通に過度に依存しない交通体系の充実、緑地の保全と都市緑化の推進、エネルギーの効率的な利用などによる低炭素都市づくりに努めます。

(1) 省資源とリサイクルへの配慮

生活、産業活動、余暇活動などのすべての面において、限りある資源を大切に活用し、省資源、ゴミの分別・減量化、資源のリサイクル等を進め、環境に配慮したまちづくりを推進します。

(2) 環境負荷の低減

地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和を図るために、水や緑等の自然環境の保全と公共施設等における緑化や木質化などの推進に努めます。

(3) 再生可能エネルギーの利活用

持続可能な低炭素型まちづくりの推進に向け、太陽光等の再生可能エネルギーの利活用を進め、資源・エネルギーの循環や効率的利用を促進します。

6) 景観形成の方針

和泉山脈や紀伊山地、東西に流れる紀の川や紀の川に合流する貴志川など本市を特徴付ける地形、歴史や文化、粉河寺周辺の生活に根ざした街並みなどは、先人から受け継いだ大切な資産であり、これらを次代に受け継ぐための取組を市民とともに推進します。

また、市内に点在する歴史・文化資源等は、周辺の自然環境等と一体的に保全し、良好な景観の形成に努めます。

(1) 市街地景観の保全

市街地においては、地域住民の景観意識への醸成を図りながら、敷地内や公共空間などに緑化を行うなど、賑わいとうるおいのある景観形成に努めます。

(2) 自然的景観の保全

市街地や周辺の農地から背景の山並みを見渡す景観は、本市の特徴的な景観であり、主要産業の1つである農業の振興による田園景観を保全するとともに、これら田園景観等と調和のとれるような建築物の形態や緑化について適切に誘導します。



田園景観

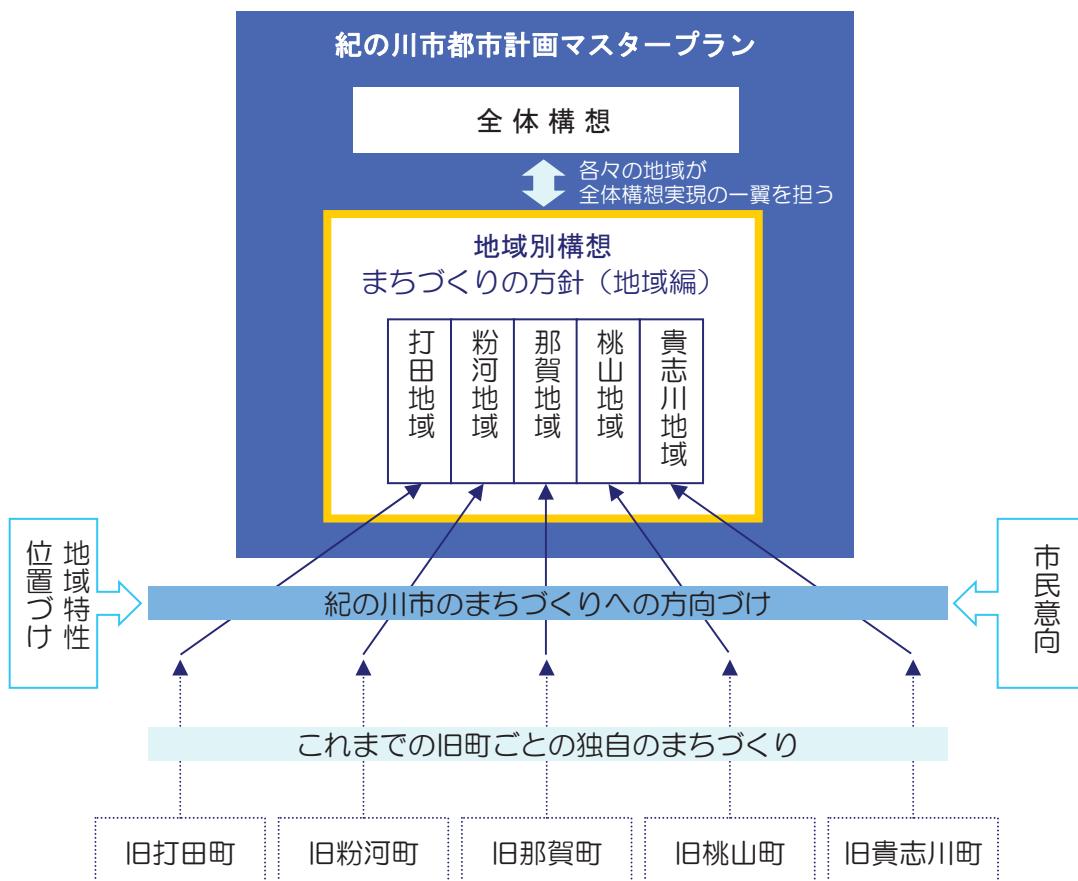
第5章 まちづくりの方針（地域編）

5-1 まちづくりの方針（地域編）について

紀の川市のまちづくりは、全市で一体的に取り組んでいくことで、一つの都市として発展していくことを基本としています。まちづくりの基本理念は「**人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち**」であり、各地域の発展が紀の川市の発展の礎となることを示しています。

以上のこと踏まえ、「まちづくりの方針（地域編）」では、全体構想の実現による紀の川市の発展に向けて、地域のまちづくりの考え方を示しています。地域課題は様々であり、地域ごとのニーズも多様化していることから、今後のまちづくりは、その地域に暮らしている市民が自ら地域の将来のあり方を考え、行政等と協働で、その実現に向けて取り組んでいくことが求められます。

そのため、本都市計画マスタープランでは、地域ごとの具体的な方針は示さず、今後、市民が行政とともに方針を示すことができるまちづくりの仕組みを検討していきます。



5-2 地域のまちづくりの考え方

1) 打田地域

(1) 打田地域の概況

位置	本地域は、紀の川市北西部に位置し、西を岩出市、東を粉河地域と隣接。	
面積	地域面積：4,845ha、都市計画区域面積：3,971ha	
人口・世帯数	15,608人、6,064世帯（平成27年国勢調査）	
世帯構成人員	2.57人／世帯（平成27年国勢調査）	
高齢化率	27.1%（平成27年国勢調査）	
主な地域資源	史跡紀伊国分寺跡歴史公園、歴史民俗資料館、海神社、めっけもん広場、神通温泉、百合山の森、龍門山ティクオフ基地など	
主な施設の状況	公共・公益施設	紀の川市役所、公立那賀病院、紀の川市民公園、打田生涯学習センター、河北図書館、歴史民俗資料館など
	交通施設	京奈和自動車道（紀の川IC）、国道24号、国道424号、(主)和歌山打田線、(主)粉河加太線、(主)泉佐野打田線、(一)中三谷下井阪線、(一)桃山下井阪線、JR和歌山線 打田駅、下井阪駅
	学校	近畿大学生物理工学部、打田中学校、池田小学校、田中小学校
開発（新築・農転）	<ul style="list-style-type: none"> 平地部を中心に新築が点在して見られ、特にJR打田駅及び下井阪駅周辺や幹線道路沿道に多く見られます。 農地転用においても新築と同様に平地部に点在して見られ、住宅用地への転用が多い状況です。 また、紀の川インターチェンジ周辺においては、農地転用（駐車場、資材置き場等）が多くなっています。 	
土地利用の特性	<ul style="list-style-type: none"> JR打田駅周辺や市役所周辺一帯に都市的土地利用が進んでおり、国道24号線沿道には、大規模な商業施設などの立地も見られます。 平地部においては、農地と住宅用地の混在が目立ちます。 	

(2) 打田地域の課題

JR打田駅周辺は、市役所等の公共施設や商業施設が多く立地するなど、本市の中心的な機能を有しており、建物の集積度も高く、都市拠点としての機能充実が必要です。また、新築件数は多く、中心部のみならず地域内の各所に点在してみられ、住宅などの都市的土地利用と農地などの都市的未利用地との混在も見られます。

打田地域は、京奈和自動車道の紀の川インターチェンジを有しており、(仮称)京奈和関空連絡道路の構想もあることから、今後、紀の川インターチェンジ周辺に開発が進む可能性があります。

そのため、市役所周辺、国道24号や(主)泉佐野打田線沿道を含むJR打田駅周辺においては、必要な都市施設の整備と用途地域等を基本とした適切な土地利用誘導が必要です。

また、紀の川インターチェンジ周辺については、長期的な視点に立ち、土地利用誘導の検討が必要です。

(3) 打田地域のまちづくりの目標と方針

まちづくりの目標	「紀の川市の中心として、都市機能が充実した賑わいあるまちづくり」
まちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ■紀の川市の中心となる都市拠点の形成と基盤の整備 ■市役所を核とした幹線道路網の構築と公共交通の充実 ■果物等の農産物の販売拠点を活かした観光・交流促進

2) 粉河地域

(1) 粉河地域の概況

位置	本地域は、紀の川市の中央部に位置し、西を打田地域、東を那賀地域と隣接。	
面積	地域面積：7,773ha、都市計画区域面積：4,745ha	
人口・世帯数	13,031人、4,663世帯（平成27年国勢調査）	
世帯構成人員	2.79人／世帯（平成27年国勢調査）	
高齢化率	35.5%（平成27年国勢調査）	
主な地域資源	粉河寺、長田観音、秋葉山公園、観光特産センターこかわ、鞆淵八幡神社、龍門山ハイキングコース、ハイランドパーク粉河、寺山スカイスポーツ基地など	
主な施設の状況	公共・公益施設	粉河支所、粉河ふるさとセンター、粉河体育館・武道館、東消防署、白水園、粉河むづみホーム、粉河河北緑地、粉河河南緑地、鞆渕出張所など
	交通施設	京奈和自動車道（紀の川東IC）、国道24号、（主）和歌山橋本線、（主）粉河加太線、（主）かつらぎ桃山線、（主）高野口野上線、（一）西川原粉河線、（一）粉河那賀線、（一）西川原名手市場線、（一）荒見粉河線、（一）粉河寺線、JR和歌山線 粉河駅、紀伊長田駅
	学校	粉河高校、粉河中学校、鞆渕中学校、長田小学校、粉河小学校、竜門小学校、川原小学校、鞆渕小学校
開発（新築・農転）	<ul style="list-style-type: none"> JR粉河駅周辺に住宅の新築が多く見られます。 農地転用の件数は少ないものの、幹線道路沿道を中心に農地転用が行われています。 	
土地利用の特性	<ul style="list-style-type: none"> JR粉河駅周辺に都市的土地利用が進んでおり、JR粉河駅以西の平地では、田と住宅の混在が見られます。 JR粉河駅以東と紀の川以南は、傾斜地の畠（果樹園）利用が多く見られます。 	

(2) 粉河地域の課題

地域内では新築の件数は少なく、その中でもJR粉河駅周辺に、住宅の新築が集中しています。また、粉河寺界隈には、趣ある街並みが形成され、JR粉河駅北側など幹線道路から離れた地区では、密集市街地が見られ、狭い道路が多い状況です。

また、紀の川以南の傾斜地には、災害危険区域（土砂災害警戒区域、地すべり危険箇所等）の指定が多く見られます。

そのため、JR粉河駅周辺の既存の市街地では、特徴ある歴史・文化的景観を活かすとともに、空き地等のスペースを活用した密集市街地の改善を図り、傾斜地においては砂防関係事業の推進など、地域の安全性の向上に向けた取組が必要です。

また、紀の川東インターチェンジ周辺については、長期的な視点に立ち、土地利用誘導の検討が必要です。

(3) 粉河地域のまちづくりの目標と方針

まちづくりの目標

「粉河寺等の歴史・文化と自然環境が調和したまちづくり」

まちづくりの方針

- JR粉河駅と粉河寺一帯を中心とした生活拠点の形成
- 狭い道路の解消や防災対策等の整備による安全で快適な生活環境の維持・向上
- 粉河寺等の歴史・文化資源と背景の自然を活かした観光・交流促進

3) 那賀地域

(1) 那賀地域の概況

位置	本地域は、紀の川市の東部に位置し、東をかつらぎ町、西を粉河地域と隣接。	
面積	地域面積：2,812ha、都市計画区域面積：2,812ha	
人口・世帯数	7,091人、2,679世帯（平成27年国勢調査）	
世帯構成人員	2.65人／世帯（平成27年国勢調査）	
高齢化率	34.0%（平成27年国勢調査）	
主な地域資源	名手宿本陣、名手八幡神社、華岡青洲、光明寺、葛城山、藤崎弁天など	
主な施設の状況	公共・公益施設	那賀支所、那賀総合センター、那賀体育館、愛宕池公園、青洲の里など
	交通施設	京奈和自動車道、国道24号、国道480号、(主)和歌山橋本線、(一)上鞆淵那賀線、(一)中尾名手市場線、(一)粉河那賀線、(一)西川原名手市場線、JR和歌山線 名手駅
	学校	県立高等看護学院、那賀中学校、名手小学校、上名手小学校、麻生津小学校
開発（新築・農転）	<ul style="list-style-type: none"> 新築は、JR名手駅周辺に集中しており、用途は、住宅が大半を占めています。 農地転用の件数は、少ない状況ですが、国道24号以南に住宅や駐車場、資材置き場等が比較的多く見られます。 	
土地利用の特性	<ul style="list-style-type: none"> JR名手駅周辺に都市的土地利用が多く見られ、国道24号線とJR和歌山線の間に商業施設が多く見られます。 北部や紀の川以南は、傾斜地の畠（果樹園）利用が多く見られます。 	

(2) 那賀地域の課題

地域内では新築の件数は少ない状況ですが、JR名手駅周辺には、住宅の新築が集中しており市街地が形成されています。また、地域内の北部や紀の川以南の傾斜地は畠（果樹園）が広がっていますが、災害危険区域（土砂災害警戒区域、地すべり危険箇所等）の指定が多く見られます。

そのため、JR名手駅周辺の既存の市街地は、住環境の維持・保全を図るとともに、周辺の農地等の自然環境と一体となった環境の維持・保全が必要です。傾斜地においては、砂防関係事業の推進など、地域の安全性の向上に向けた取組が必要です。

(3) 那賀地域のまちづくりの目標と方針

まちづくりの目標
「名手宿本陣や青洲の里等の歴史・文化とレクリエーション機能が充実したまちづくり」
まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> JR名手駅を中心とした生活拠点の形成 防災対策等の整備による安全な生活環境の維持・向上 名手宿本陣等の歴史・文化の保全と愛宕池公園等のレクリエーション機能を活かした観光・交流促進

4) 桃山地域

(1) 桃山地域の概況

位置	本地域は、紀の川市の南部に位置し、西を貴志川地域、北を打田地域と隣接。	
面積	地域面積：5,142ha、都市計画区域面積：1,542ha	
人口・世帯数	7,181人、2,645世帯（平成27年国勢調査）	
世帯構成人員	2.71人／世帯（平成27年国勢調査）	
高齢化率	32.9%（平成27年国勢調査）	
主な地域資源	三船神社、那賀スポーツレクリエーションセンター、桃源郷運動公園、桃山物産センター、桃源郷＆あら川の桃、細野渓流キャンプ場など	
主な施設の状況	公共・公益施設	桃山支所、桃山会館、桃山勤労者体育センター、南消防署、和歌山県農林水産総合技術センター、那賀スポーツレクリエーションセンター、桃源郷運動公園、紀の海クリーンセンターなど
	交通施設	国道424号線、(主)かつらぎ桃山線、(主)高野口野上線、(一)桃山下井阪線、(一)桃山丸栖線、(一)垣内貴志川線
	学校	荒川中学校、安楽川小学校、調月小学校
開発（新築・農転）	・新築、農地転用共に、国道424号沿道一帯に多く見られ、住宅利用が多くなっています。	
土地利用の特性	・住宅は地域内に点在しており、畠との混在が見られます。 ・桃山工場団地など大規模な工業用地や工場が多く見られます。	

(2) 桃山地域の課題

地域内では新築の件数は少なく、地域内に点在しており、建物の集積度も低い状況です。また、平地部の市街地周辺は、住宅と桃栽培などの畠が広がっていますが、広範囲に紀の川・貴志川の浸水想定区域（2～5m）が示されています。

そのため、平地部の市街地周辺においては、防災の観点より、居住区域の災害リスクに応じた土地情報の共有、果樹園栽培などの営農環境にも配慮した適切な土地利用の規制や誘導が必要です。

(3) 桃山地域のまちづくりの目標と方針

まちづくりの目標	「桃をはじめとした農作物を活かした交流が盛んなまちづくり」
まちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ■桃山支所を中心とした生活機能が充実した生活拠点の形成 ■あら川の桃などの農作物を活かした観光・交流促進 ■桃や植木などの特徴ある景観と背景となる山林環境の保全

5) 貴志川地域

(1) 貴志川地域の概況

位置	本地域は、紀の川市の南西部に位置し、西を和歌山市、東を桃山地域と隣接。	
面積	地域面積：2,249ha、都市計画区域面積：2,249ha	
人口・世帯数	19,705人、7,406世帯（平成27年国勢調査）	
世帯構成人員	2.66人／世帯（平成27年国勢調査）	
高齢化率	25.8%（平成27年国勢調査）	
主な地域資源	貴志川八幡宮、貴志川観光物産センター、平池緑地公園、大池遊園、貴志川スポーツ公園など	
主な施設の状況	公共・公益施設	貴志川支所、貴志川体育館、貴志川生涯学習センター、河南図書館、貴志川スポーツ公園、和歌山県農業試験場など
	交通施設	国道424号線、(主)和歌山橋本線、(主)岩出野上線、和歌山電鐵貴志川線 貴志駅、甘露寺前駅、西山口駅、大池遊園駅
	学校	貴志川高校、貴志川中学校、西貴志小学校、中貴志小学校、東貴志小学校、丸栖小学校
開発（新築・農転）	・新築、農地転用共に、地域内に点在し、用途は住宅利用が大半を占めており、一部幹線道路沿道に商業利用が見られます。	
土地利用の特性	・貴志川支所周辺に都市的土地区画整理事業が進んでおり、大規模な商業施設や工場なども立地しています。 ・長山地区には、低層の住宅団地が形成されています。	

(2) 貴志川地域の課題

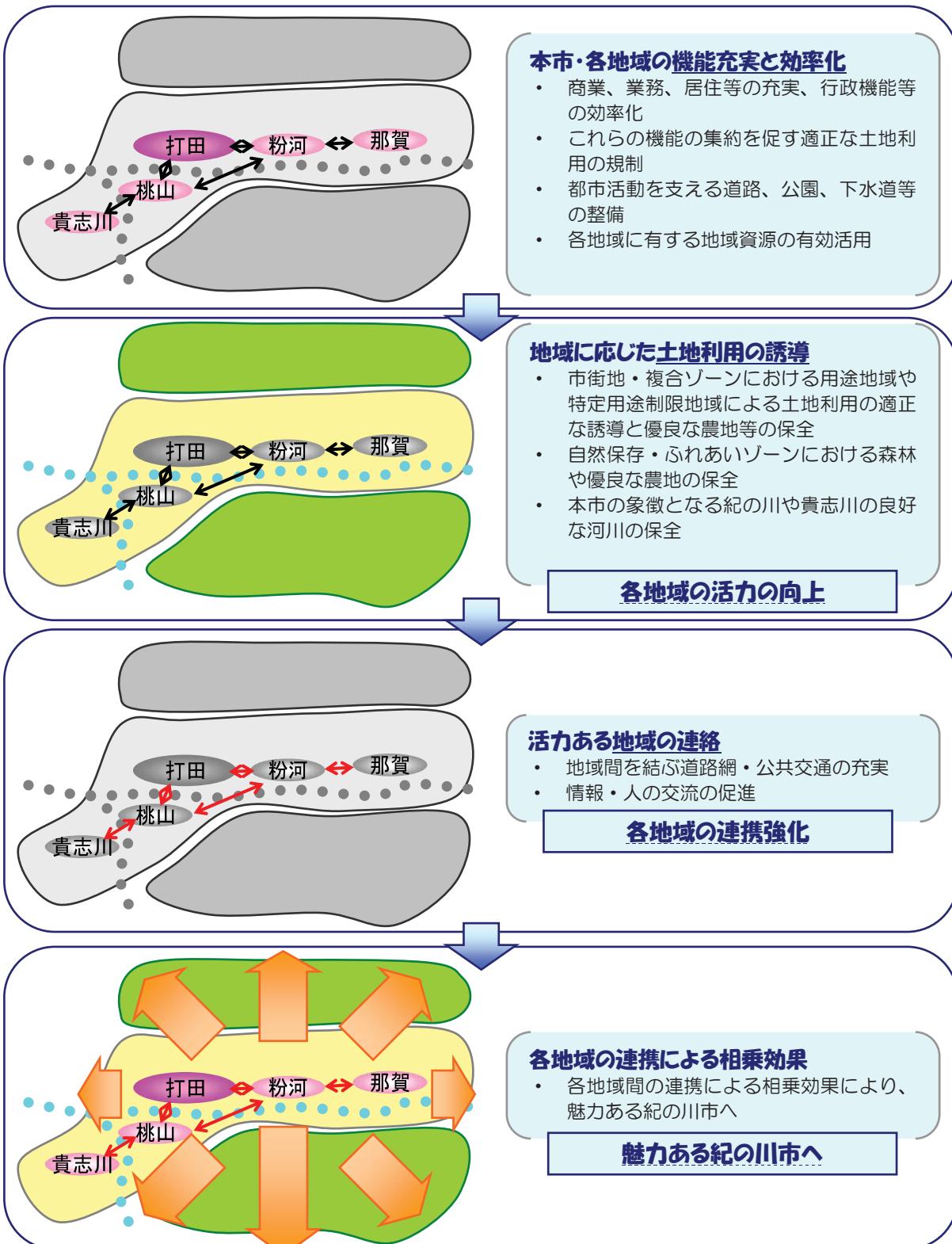
貴志川支所周辺の市街地では、大規模な商業施設や工場なども立地し、建物の集積度が比較的高い状況です。また、市街地周辺には、田などの農地なども多く見られ、和歌山市と鉄道でつながりがあることからも、宅地開発が進む可能性があります。

そのため、今後は、用途の混在等による住環境等の悪化を防止するため、用途地域等を基本とした適切な土地利用誘導が必要です。

(3) 貴志川地域のまちづくりの目標と方針

まちづくりの目標
「公共交通（和歌山電鐵貴志川線）を活かした利便性の高いまちづくり」
まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none"> ■貴志川支所を中心とした利便性の高い生活拠点の形成 ■公共交通（和歌山電鐵貴志川線）を活かした和歌山市との生活機能の連携 ■開発動向を踏まえた適切な土地利用の誘導

●地域のまちづくりの考え方



参考資料

○長期総合計画による位置づけの整理

(土地利用関係)

目標

- ・地域の特性に応じた計画的な土地利用と都市基盤の整備が行われ、市民の利便性・安全性が確保された暮らしやすいまちを目指します。

方針:計画的な土地利用の促進

- ・本市の土地利用方針を市内外に発信し、積極的な規制誘導に努め、計画的なまちづくりを推進します。
- ・「農地法」「農業振興地域の整備に関する法律」「都市計画法」の適切な運用により、農地を保全しつつ、自然環境と居住環境が調和した計画的なまちづくりを推進します。

(都市基盤関係)

目標

- ・地域の特性に応じた計画的な土地利用と都市基盤の整備が行われ、市民の利便性・安全性が確保された暮らしやすいまちを目指します。

方針:計画的な都市基盤整備の推進

- ・利便性の高い都市活動を促進するため、都市計画道路の計画的な整備推進と沿道のまちづくりを推進します。
- ・都市核の機能強化を図るため、駅周辺整備や市街地の整備を検討します。
- ・地域間・世代間の交流の場として、計画的な公園・緑地の整備を推進します。また、近年の大規模災害の教訓から防災機能を有した公園の整備を検討します。

(道路関係)

目標

- ・道路や橋梁の適正な維持管理により、安全性・機能性が高まり、市民が快適で安全に利用できるまちを目指します。

方針:市道の整備・充実

- ・整備箇所の選択と集中により、効率的・効果的な市道整備を進めるための指針となる「道路整備計画」を基に、計画的に市道を整備します。
- ・自治会からの生活道路の改修要望に対応できるよう、効果的な方法を検討した上で事業を推進します。
- ・通学路を中心に歩行者の安全確保対策を推進します。

方針:高速道路、国・県道の整備促進

- ・市民や地域、地元企業の理解・協力を得ながら、県や関係団体と連携し、国への働きかけを行うなど、(仮称)京奈和関空連絡道路の早期実現に向けた取組を推進します。
- ・県道泉佐野打田線の4車線化を推進するとともに、県道泉佐野岩出線の南伸についても関係機関と連携し推進します。

(公共交通関係)

目標

- ・鉄道やバスなどの公共交通を有機的に結びつけることで、市民が利用しやすい公共交通ネットワークが構築・維持されているまちを目指します。

方針:公共交通の維持・確保・充実

- ・「地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通の路線を再検討し、利便性の高い公共交通ネットワークの再構築を進めます。
- ・バス路線ごとの利用実態を把握し、利用実態に応じたバス路線の提供を検討します。
- ・県と和歌山市と共同で和歌山電鐵貴志川線の安全運行を確保するため、設備に対する支援を行います。

方針:公共交通の利用促進・啓発

- ・地域の拠点となる駅へのアクセス向上を図るために、駅周辺の環境整備を進めます。

(下水道関係)

目標

- 適切な生活排水対策を行い、良好な河川環境と快適で衛生的な生活環境が保全されているまちを目指します。

方針：下水道の計画的な整備と施設の適正管理

- 汚水処理施設の重要性についての啓発をさらに進めるとともに、接続率の向上を図ります。
- 市民ニーズを踏まえて、限られた予算・財源の中で効率的かつ効果的に整備を進めます。また、土地利用計画との整合を図り、公共下水道事業の全体計画を見直し、効率的な汚水処理環境の整備を進めます。
- 施設の計画的な更新や修繕を行い、適正な施設の維持管理を行います。

方針：浄化槽の普及促進とし尿の適正処理

- 家庭の雑排水や工場排水が、河川などの環境に大きな影響を及ぼすことを啓発し、自然や生活環境の保全に対する市民・事業者の意識向上を図ります。
- 合併処理浄化槽の設置に要する費用に対して補助金を交付し、市民の負担を軽減することで、合併処理浄化槽の設置を推進し、水洗化率の向上を図ります。

(上水道関係)

目標

- 健全な事業運営により、市民誰もが安定的に安全な水道水を使用できるまちを目指します。

方針：老朽化施設の計画的な更新

- 施設の重要度を考慮し、優先度が高い施設から計画的に更新を行います。また、優先度の低い施設においては、延命化を図りつつ施設の健全性の維持に努めます。
- 施設の更新には多額の費用を要するため、年度間における費用負担の平準化を図りながら更新を進めます。

方針：重要施設の耐震化の推進

- 地震などの災害に備え、策定した耐震化計画に基づき、重要な水道施設の耐震化を進めます。
- 災害時に速やかな給水を行うため、配水池の耐震化に併せて水の流出を防ぐ緊急遮断弁の設置を進めます。

(自然環境関係)

目標

- 清らかな河川や緑豊かな森林の保全、動植物の生態系の保護に努め、良好な自然環境が保たれたまちを目指します。

方針：自然環境の保全・整備の推進

- 農業の多面的な機能に配慮し、地域の自然環境の維持・保全・調和を図りながら、引き続き農業農村整備を進めます。
- 「森林整備計画」に基づく人工林の間伐など適正な森林の整備を推進します。さらに林地台帳の整備、森林所有者の確定や境界の明確化、林業の担い手対策、木材の利活用推進など森林整備が円滑に行われる取組により、森林が持つ多面的機能の維持・増進を図ります。
- 国や県、関係機関と連携して市民が安全に水辺の自然とふれあうことができるよう、河川の保全・整備を推進します。

方針：自然とのふれあいの場の創出

- 関係機関と連携し、河川や森林などの環境を保全することで、ホタル、キイシモツケリュウノヒゲモなどの希少な生物の保全に努めます。
- 河川や森林などが有する魅力をはじめ、交流施設を適切に管理することで発揮される機能を有効に活用し、市民や多くの来訪者を対象に自然とのふれあいの場を提供します。

(歴史資源関係)

目標

- 市内の歴史と文化が適切に守られ、貴重な資源として活用されているまちを目指します。

方針：歴史文化の保護・継承

- 次世代へと文化財を引き継ぐため、計画的に整備・保存を実施するとともに、伝統文化・伝統行事の保存・継承に取り組みます。

(住環境関係)

目指す姿

- ・地域の特性に応じた計画的な土地利用と都市基盤の整備が行われ、市民の利便性・安全性が確保された暮らしやすいまちを目指します。

方針：市営住宅の適正管理

- ・市営住宅の建替えや用途廃止などを検討するとともに、保全する住宅については「公営住宅等長寿命化計画」に基づく改修工事などを行い、適正な維持管理に努めます。

(防災関係)

目指す姿

- ・大規模自然災害に備えた対策を進め、安全・安心な居住地が確保されているまちを目指します。

方針：治水対策の推進

- ・国や県と連携して河川の排水機能を強化し、浸水被害を解消するため、河川の浚渫や改修を実施します。

方針：土砂災害防止対策の推進

- ・危険箇所を公表・周知し、当該地域の巡視警戒と避難体制の整備などの対策を促進します。
- ・土砂災害から市民の生命、財産を守るため、国や県と連携してさらなる防災機能の強化を図ります。

方針：農地・農業用施設の災害対策の推進

- ・災害の未然防止に努めます。また、注意すべき区域の巡視警戒および避難体制の整備などの対策を促進します。
- ・地域と連携し、農地・農業用施設の保全管理を引き続き推進します。
- ・国営総合農地防災事業による農地湛水被害の軽減・解消を図るために、国や県などの関係機関と連携し、排水機や排水路の整備を計画的に推進します。
- ・排水機場や排水ポンプ車の定期的な点検・整備を促進するとともに、国や県と連携して豪雨時の内水排除に努めます。

○附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成31年3月26日

規則第25号

改正 令和元年12月20日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号）及び他の条例並びに法令により設置された附属機関の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 附属機関は、別表定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

- 2 委員は、別表委員の要件の欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、別表任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

(会長等)

第3条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置く。

- 2 会長等及び副会長等は、原則として委員の互選による。
- 3 会長等は、会務を総理する。
- 4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長等が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適當と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長等が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 附属機関の庶務は、別表所管課の欄に掲げる課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は、会長等が會議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 紀の川市介護保険運営委員会規則（平成17年紀の川市規則第84号）
- (2) 紀の川市環境保全対策審議会規則（平成17年紀の川市規則第91号）
- (3) 紀の川市人権施策推進懇話会設置規則（平成19年紀の川市規則第4号）
- (4) 紀の川市古和田会館及び井阪文化会館運営審議会規則（平成21年紀の川市規則第16号）

(委員の任期の経過措置)

3 この規則の施行の際、現に附属機関の委員となっている者の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該委員の任期中は在任するものとする。

(紀の川市老人福祉法施行細則の一部改正)

4 紀の川市老人福祉法施行細則（平成23年紀の川市規則第8号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

〔次のように略〕

附 則（令和元年12月20日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課
紀の川市都市計画マスター プラン策定委員会	29人 以内	(1) 住民の代表 (2) 各種団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市議会議員 (5) 市長が必要と認める者	諮問から 答申まで	都市計画課

※「紀の川市都市計画マスター プラン策定委員会」のみ抜粋

○紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会委員の定数の内訳を定める要綱

平成31年3月26日

(目的)

第1条 この要綱は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）別表に規定された紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会委員の定数の内訳を定めることを目的とする。

(委員定数の内訳)

第2条 紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会委員の定数の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 住民の代表 5人
- (2) 各種団体を代表するもの 16人以内
- (3) 関係行政機関の職 2人
- (4) 市議会議員 5人
- (5) 市長が必要と認める者 若干名

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会 組織構成

分類	団体名・役職名等	氏名
市議会	議会選出議員	太田加寿也
	議会選出議員	門眞一郎
	議会選出議員	杉原 熱
	議会選出議員	竹村広明
	議会選出議員	森田幾久
市民の代表者	打田地区代表	信定佳宏
	粉河地区代表	小谷多加子
	那賀地区代表	玉西秀義
	桃山地区代表	根来信之
	貴志川地区代表	梅本秀夫
消防防災関係	紀の川市消防団 消防団長	庄司正幸
交通安全関係	紀の川市交通誘導指導員会 会長	金岡由憲
民生関係	紀の川市民生委員児童委員連絡協議会 会長	國部敏子
環境関係	環境保全対策審議会 副会長	赤坂好哉
農業振興関係	紀の川市農業委員会 会長	西川泰弘
	紀の川市農業振興地域整備促進協議会 代表理事	松本哲茂
商工関係	紀の川市商工会 会長	恩賀 要
	紀の川市商工会 女性部長	仲谷妙子
	紀の川市商工会 青年部長	児玉眞禎
	那賀町商工会 会長	笹田邦一
	那賀町商工会 女性部長	堀 貴己
	那賀町商工会 青年部長	樺山 豊
教育関係	紀の川市教育委員会 職務代理者	森岡一郎
	紀の川市文化財保護審議会 会長	阪中 進
女性団体	紀の川市女性会議	前川吉央子
関係行政機関	那賀振興局建設部長	汐崎 功 (～R3.3.31) 藤本靖人 (R3.4.1～)
	副市長	林 信良

○紀の川市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

平成19年12月18日

訓令第66号

改正 平成23年12月1日訓令第42号

平成27年3月31日訓令第29号

平成29年12月26日訓令第21号

平成31年3月26日訓令第1号

(設置)

第1条 紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会に提案する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の計画案を作成するため、紀の川市都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン策定に関する必要な調査、調整、研究及び資料の収集を行う。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者で組織し、委員は市長が任命する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、建設部長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から都市計画マスタープランを策定するまでの間とする。

(委員長等)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年12月18日から施行する。

附 則（平成23年12月1日訓令第42号）

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第29号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日訓令第21号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	職名
委員長	副市長
副委員長	建設部長
委員	教育長
委員	市長公室長
委員	企画部長
委員	総務部長
委員	危機管理部長
委員	市民部長
委員	福祉部長
委員	農林商工部長
委員	上下水道部長
委員	会計管理者
委員	教育部長
委員	議会事務局長
委員	農業委員会事務局長

紀の川市都市計画マスター プラン検討委員会 組織構成

	職名	氏名
委員長	副市長	林 信良
副委員長	建設部長	湯川晃司
委 員	教育長	貴志康弘
委 員	市長公室長	西川直宏
委 員	企画部長	今城崇光
委 員	総務部長	柏木健司
委 員	危機管理部長	東山壽彦
委 員	市民部長	藤永史彦
委 員	福祉部長	橋本好秀
委 員	農林商工部長	釜坂佳典
委 員	上下水道部長	山東邦彦
委 員	会計管理者	前川永治
委 員	教育部長	山野浩伸
委 員	議会事務局長	中野朋哉
委 員	農業委員会事務局長	田村善之



【市の木】
きんもくせい



【市の花】
もも



【市の鳥】
うぐいす



紀の川市都市計画マスター プラン

平成21年3月発行
令和3年9月更新

発行：和歌山県紀の川市

担当課：建設部都市計画課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地

TEL (0736) 77-2511 (代表)

URL <http://www.city.kinokawa.lg.jp/>

